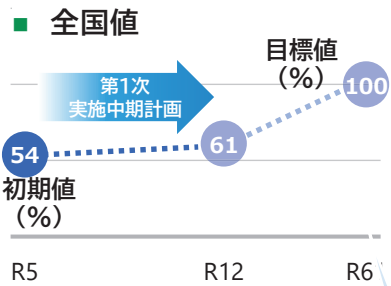


【40】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策【国土交通省・総務省・経済産業省】

指標名：電柱倒壊のリスクがある市街地等の第一次緊急輸送道路（約10,000km）※における無電柱化整備完了率



※対策実施の優先度の観点から、市街地等の緊急輸送道路約20,000kmから市街地等の第一次緊急輸送道路に絞り込み

■ 指標の定義

(市街地等の第一次緊急輸送道路の無電柱化整備延長) / (市街地等の第一次緊急輸送道路 約10,000km) × 100

■ ポイント

緊急輸送道路上にある災害により倒壊し緊急輸送道路が通行不能となると、避難・救助や物資運搬等の道路を使用した災害対応に多大な影響が生じるため、耐震化の推進が必要である。

■ 用語解説

- 緊急輸送道路
…災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路
- 第一次緊急輸送道路
…県庁所在地、地方中心城市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

「重ねるハザードマップ」において、緊急輸送道路上の電柱の有無について公開。

災害種別で選択

洪水・内水 (想定最大規模)

土砂災害 (想定最大規模)

高潮 (想定最大規模)

津波 (想定最大規模)

道路防災情報

地形分類

情報リスト

- 災害リスク情報
- 道路防災情報
 - 道路冠水想定箇所 解説
 - 事前通行規制区間 解説
 - 緊急輸送道路 解説
 - 予防的通行規制区間 解説
 - 緊急輸送道路上(国管理)の電柱の有無 解説
 - 緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強状況 解説
 - 避難路沿道建築物の耐震化状況 解説

緊急輸送道路上(国管理)の電柱の有無

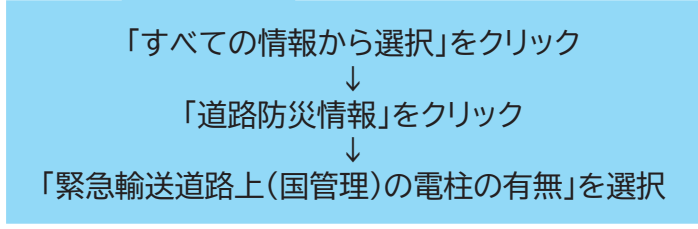
R7.3時点

凡例

- ① 建柱区間(道路敷内)
- ② 建柱区間(道路敷外)
- ③ 電共整備中区間(電柱・電線有)
- ④ 電共整備中区間(電柱・電線無)
- ⑤ 電共整備済区間(電柱・電線有)
- ⑥ 電共整備済区間(電柱・電線無)
- ⑦ 電柱・電線の無い区間(橋梁・トンネル等)
- ⑧ 電柱・電線の無い区間

一部、緊急輸送道路以外の道路においても建柱状況を表示している区画があります。

見える化

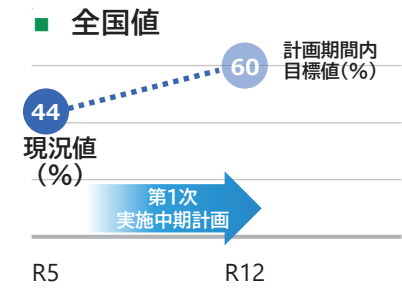


出典：重ねるハザードマップ <https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>
 ※ 各地域の洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示可能。
 ※※ 直轄国道のみを公開



【41】住宅・建築物の耐震化【国土交通省】

指標名：緊急輸送道路の一部等(約9,000km)の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの(7,291棟(令和6年4月1日時点))のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合



■ 指標の定義

((緊急輸送道路の一部等(約9,000km)の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの(7,291棟(令和6年4月1日時点))のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたもの) / (緊急輸送道路の一部等(約9,000km)の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの(7,291棟(令和6年4月1日時点)))) × 100

■ ポイント

災害時の輸送・移動において重要な役割を果たす緊急輸送道路等の沿道建築物について、耐震診断や耐震改修等が行われることで、建築物の倒壊による道路の閉塞を防止し、発災時にも円滑に移動経路を確保することが可能になる。

■ 用語解説

●緊急輸送道路の一部等の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの
 …地方公共団体が指定する避難路等の沿道建築物で、倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物(高さ6mを超えるもの)

「重ねるハザードマップ」において、避難路沿道建築物の耐震化状況について公開。

重ねるハザードマップ ~自由にリスク情報を調べる~

例：茨城県つくば市北郷1 / 国土地理院

選択中の情報

災害種別で選択

- 洪水・内水
- 土砂災害
- 高潮
- 津波
- 道路防災情報
- 地形分類

情報リスト

- 茨城県
- 群馬県
- 埼玉県
- 千葉県
- 東京都
- 神奈川県
- 山梨県
- 長野県
- 岐阜県
- 静岡県
- 愛知県
- 三重県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府

凡例

- 0棟
- 1棟～5棟
- 6棟～10棟
- 11棟～20棟
- 21棟以上
- 未公表

画面左のウィンドウから「すべての情報から選択」>「道路防災情報」>「避難路沿道建築物の耐震化状況」を選択し、閲覧したい都道府県を選択すると、各都道府県の避難路沿道建築物の耐震化状況が確認できる。
 ※写真は大阪府のもの

出典：重ねるハザードマップ <https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>
 ※ 各地域の洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示可能。

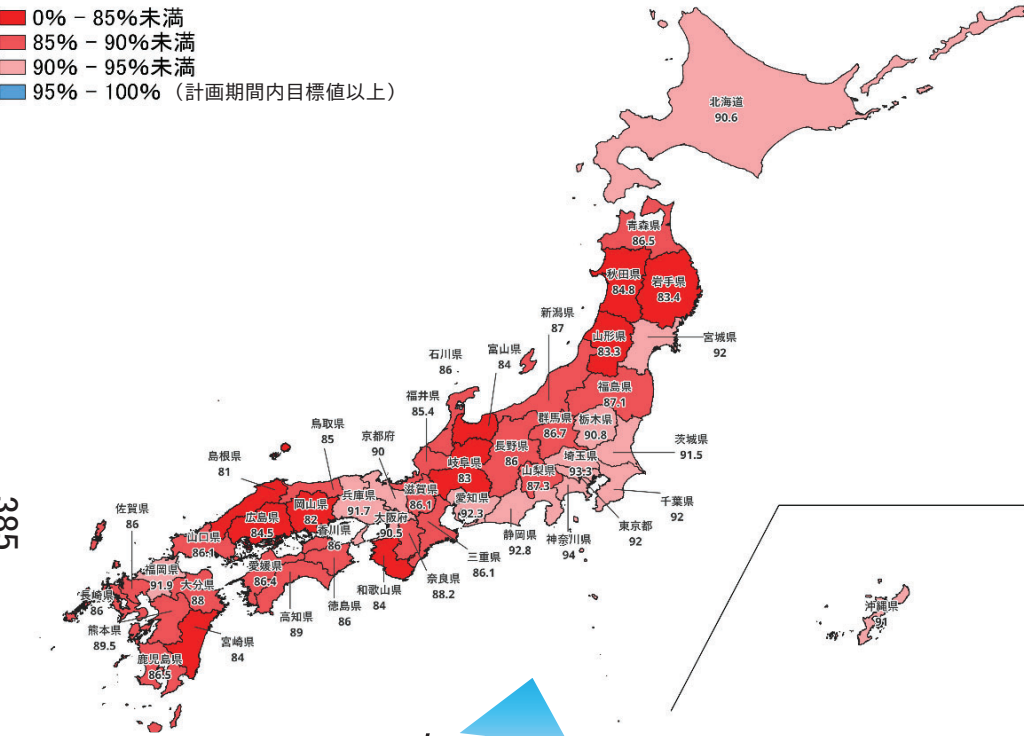


【41】住宅・建築物の耐震化【国土交通省】

指標名：居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）

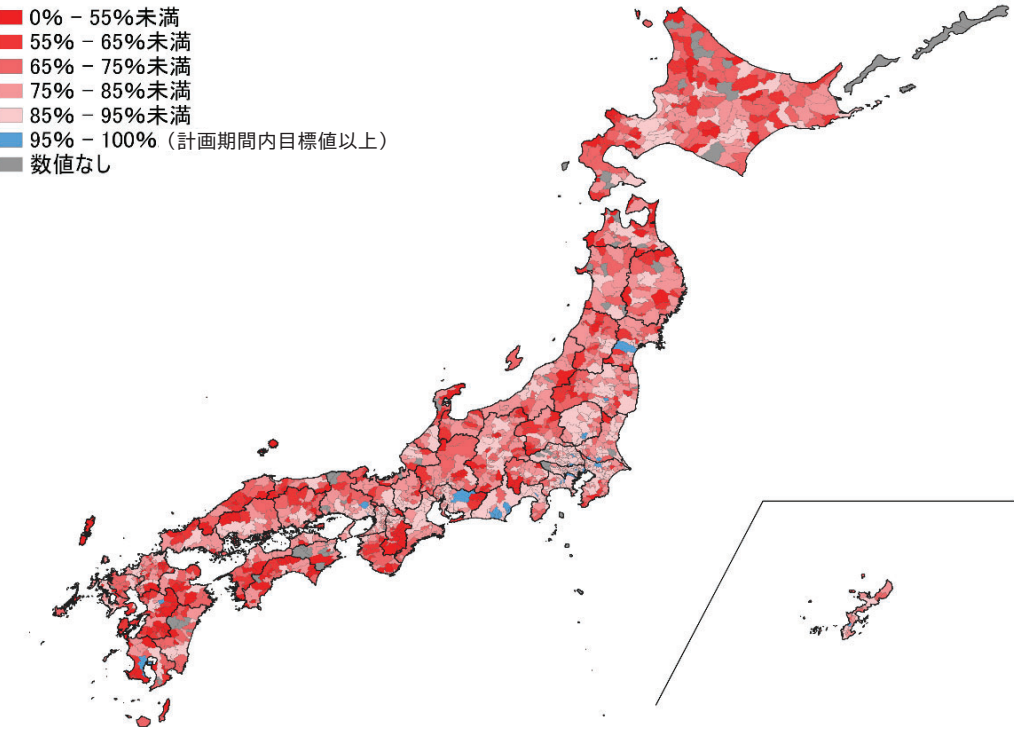
都道府県別

- 0% - 85%未満
- 85% - 90%未満
- 90% - 95%未満
- 95% - 100%（計画期間内目標値以上）



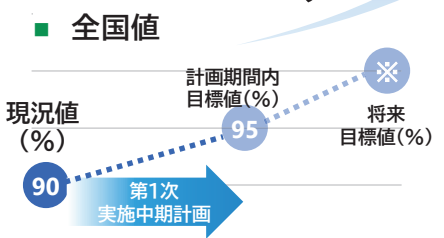
市区町村別

- 0% - 55%未満
- 55% - 65%未満
- 65% - 75%未満
- 75% - 85%未満
- 85% - 95%未満
- 95% - 100%（計画期間内目標値以上）
- 数値なし



（令和7年度時点）

見える化



※耐震性が不十分なものをおおむね解消

指標の定義

（（居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているもの）／（居住世帯のある住宅のストック総数））×100

ポイント

住宅の耐震化を進めることで、大規模地震時の建物倒壊等を防ぎ、人的被害等の防止に貢献する。

出典：国土交通省ホームページ「住宅・建築物の耐震化について」
<サイトURL>

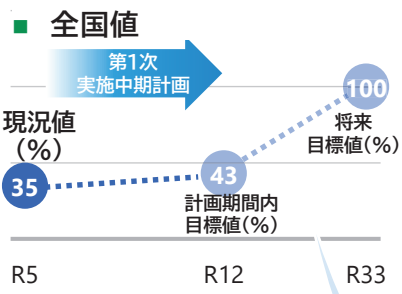
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html

- ※ 「都道府県別の耐震化率」、「市区町村別の耐震化率」のデータが閲覧可能。
- ※ 都道府県・市区町村の耐震化率については、国土交通省が各都道府県・市区町村に対し実施した調査をもとに整理。都道府県・市区町村によって算定年次や算定方法が異なる。

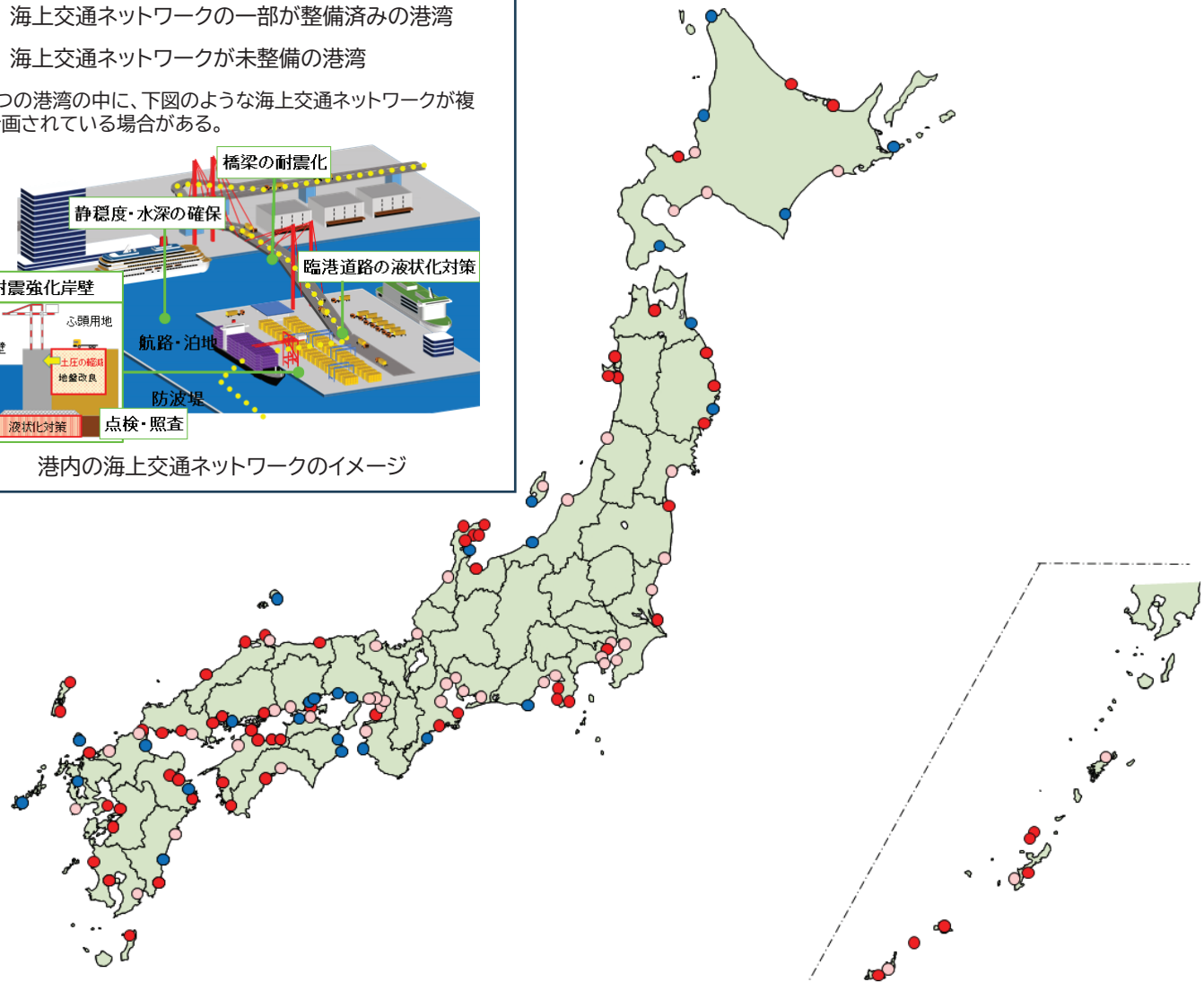
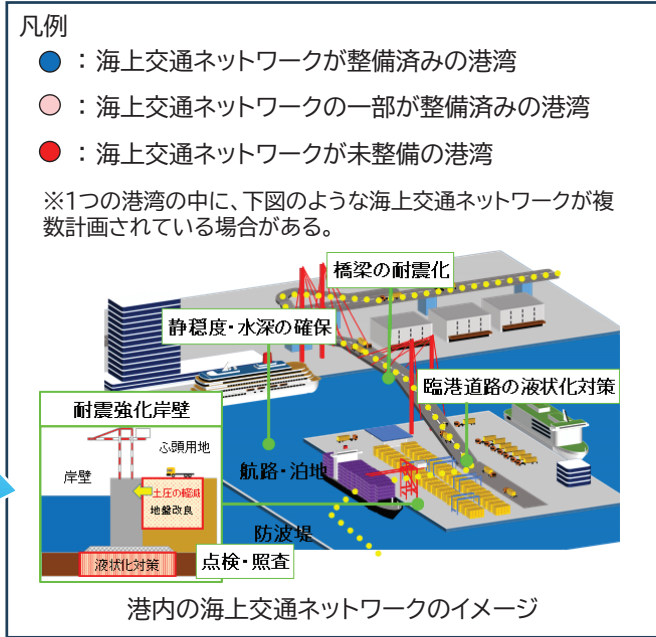


【49】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発【国土交通省】

指標名：全国の港湾(932港)のうち、大規模地震時に確保すべき港内の海上交通ネットワーク(港湾計画等に基づく耐震強化岸壁に加え、前面の水域施設、外郭施設、背後の荷さばき地や臨港交通施設等を含めた陸上輸送から海上輸送を担う一連の構成施設:464ネットワーク)の整備完了率



※全国の港湾における海上交通ネットワーク(464ネットワーク)の整備状況



(令和5年度末時点)

指標の定義

((大規模地震時に確保すべき港内の海上交通ネットワークの整備完了数) / (全国の港湾のうち、大規模地震時に確保すべき港内の海上交通ネットワーク数)) × 100

ポイント

港湾施設の耐震化等を行うことにより、大規模地震発生時においても国民生活・経済を支える海上交通ネットワークの維持や緊急物資輸送機能の確保を早期に実現する。

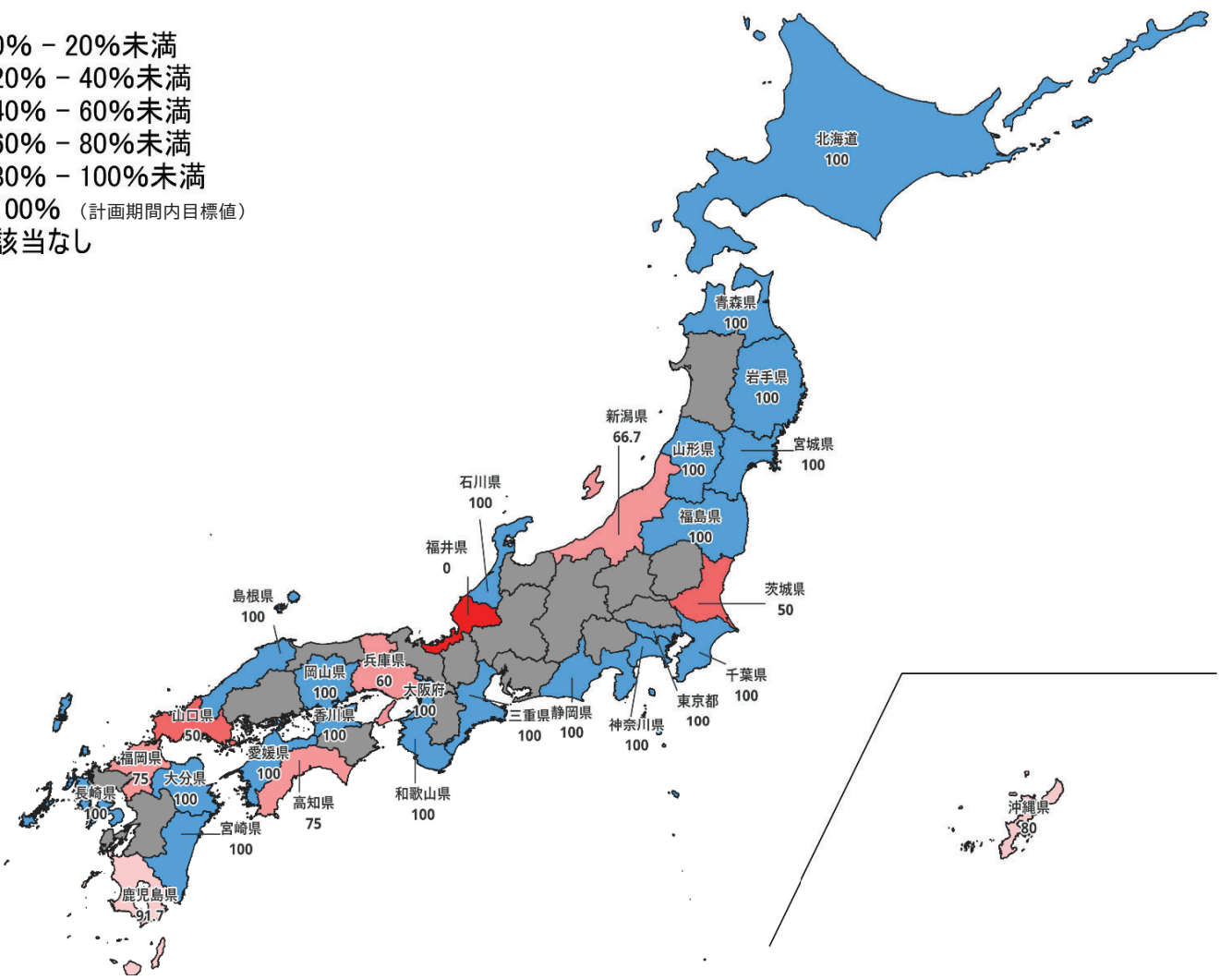
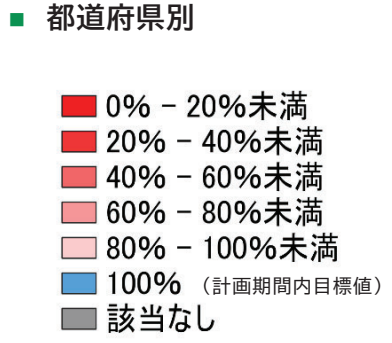
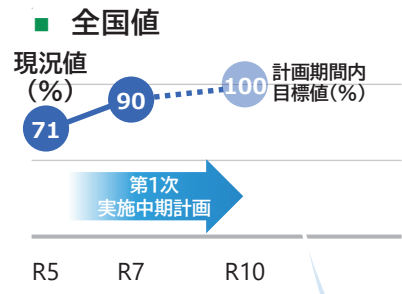
用語解説

● 港湾計画
 …港湾法に基づき、各港の港湾管理者が10～15年後を目標年次として定める港湾の開発や利用等に関する計画

見える化

【54】航路標識の耐災害性強化対策(電源喪失、監視体制強化、信頼性向上、レーダーの耐風速)【国土交通省】

指標名: 航路標識(全国5,125か所)のうち、災害時の電源喪失対策が必要な航路標識(103か所)の整備完了率



(令和7年度末時点)

387

■ 指標の定義

((電源保持時間が基準を満たしていないか所のうち、整備を実施したか所数) / (航路標識の電源保持時間が基準を満たしていないか所数)) × 100

■ ポイント

災害時における長期停電による航路標識の消灯等を防止し、船舶交通の安全確保を図るため、予備電源の整備を推進している。

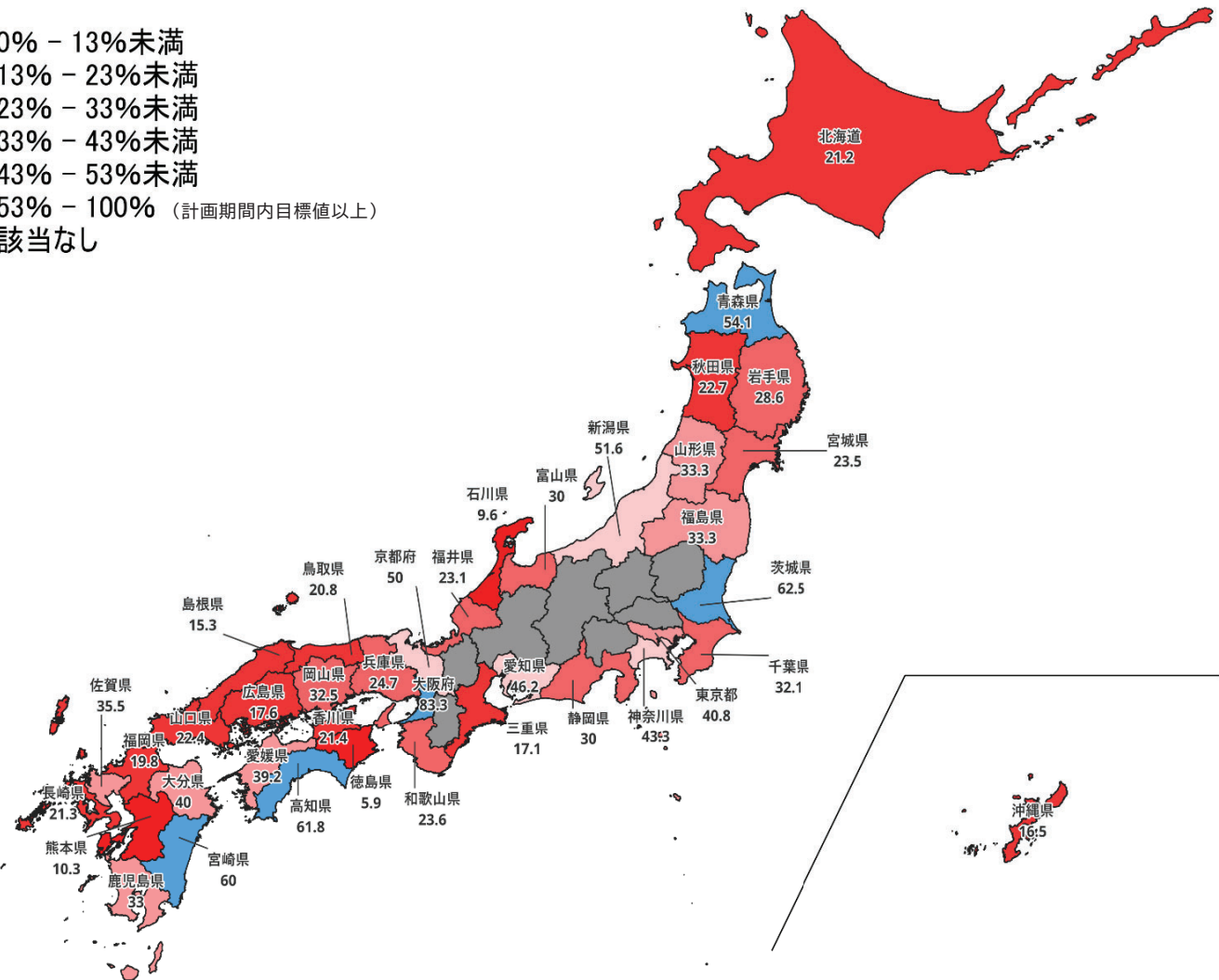
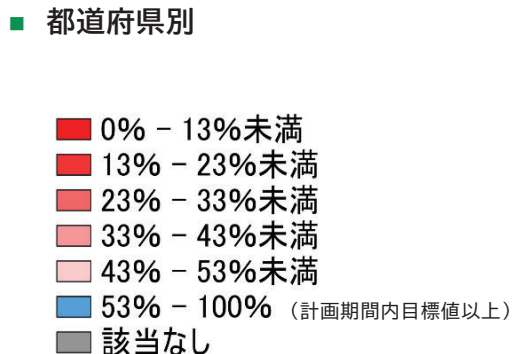
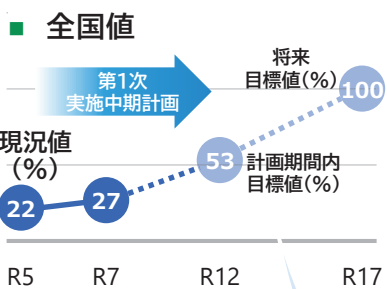
■ 用語解説

● 航路標識

…灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所などの施設。

【54】航路標識の耐災害性強化対策(電源喪失、監視体制強化、信頼性向上、レーダーの耐風速)【国土交通省】

指標名：航路標識(全国5,125か所)のうち、災害時の信頼性向上及び安定運用に必要な機器等(新光源(LED)機器：460か所、耐波浪型LED機器：1,480か所、船舶通航信号所関連機器：324か所、老朽機器：267か所)の整備完了率



(令和7年度末時点)

指標の定義

((信頼性向上対策が必要なか所のうち、整備を実施したか所数) / (航路標識の安定運用を図るため、災害等に強い機器等の整備が必要なか所数)) × 100

ポイント

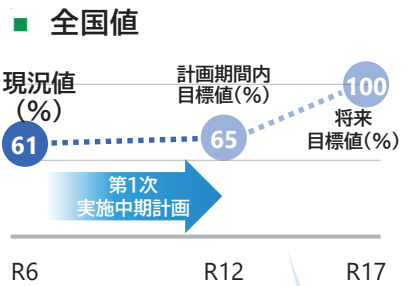
航路標識に使用している機器等について、災害時等においても安定運用が可能な機器等への換装を推進している。

用語解説

●航路標識
 …灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所などの施設。

【55】滑走路等の耐震対策【国土交通省】

指標名：航空ネットワークの拠点となる空港(23空港)における滑走路等の耐震対策の完了率



※航空ネットワークの拠点となる空港(23空港)における耐震対策の実施状況

耐震対策済もしくは対策不要 ● (Blue dot)
 耐震対策検討中もしくは対策中 ● (Red dot)

見える化



■ 指標の定義

((滑走路等の耐震対策[液状化対策・地盤変状対策]を完了した空港数) / (航空ネットワークの拠点となる23空港)) × 100

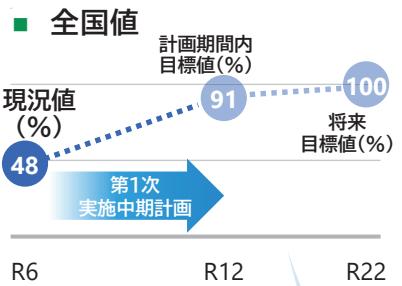
■ ポイント

航空ネットワークの拠点となる23空港において、滑走路等の耐震対策(液状化対策・地盤変状対策)を完了し、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持を可能とする。

(令和6年度末時点)

【56】空港における護岸嵩(かさ)上げ・排水機能強化による浸水対策【国土交通省】

指標名：航空ネットワークの拠点となる空港(23空港)における護岸の嵩(かさ)上げや排水機能の強化等の浸水対策の完了率

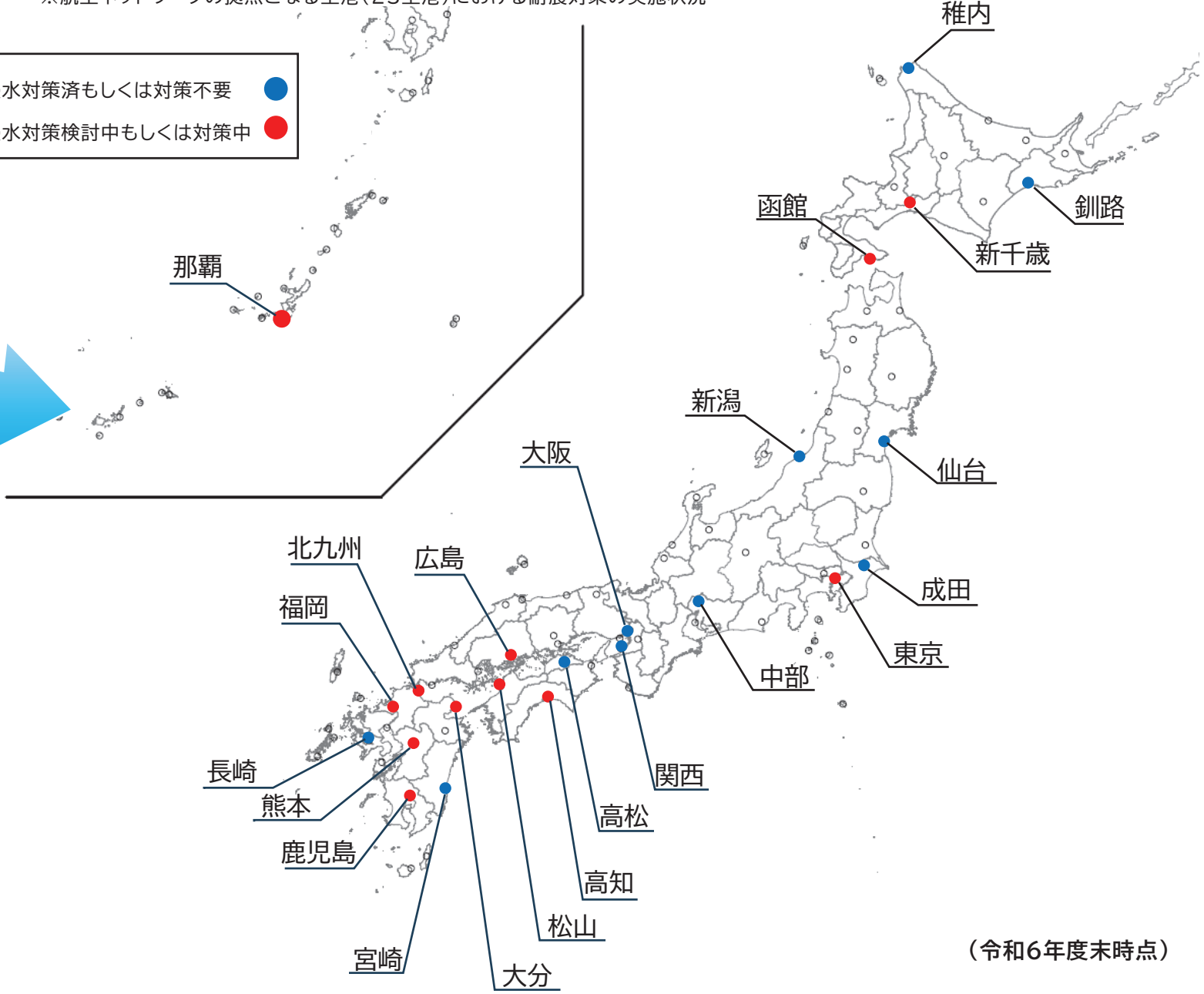


※航空ネットワークの拠点となる空港(23空港)における耐震対策の実施状況

浸水対策済みもしくは対策不要 (●)

浸水対策検討中もしくは対策中 (●)

見える化



■ 指標の定義

((護岸の嵩上げや排水機能の強化等の浸水対策を完了した空港数[新たに対策する範囲は今後の気候変動の影響を考慮した災害外力の見直しを実施]) / (航空ネットワークの拠点となる23空港)) × 100

■ ポイント

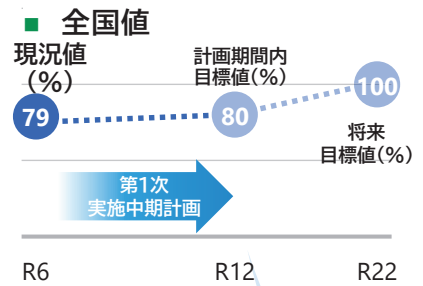
航空ネットワークの拠点となる23空港において、護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策を完了し、頻発化・激甚化する高潮・豪雨等による水災害から空港施設を守る。

(令和6年度末時点)

【58】空港無線施設等の電源設備等の浸水対策【国土交通省】

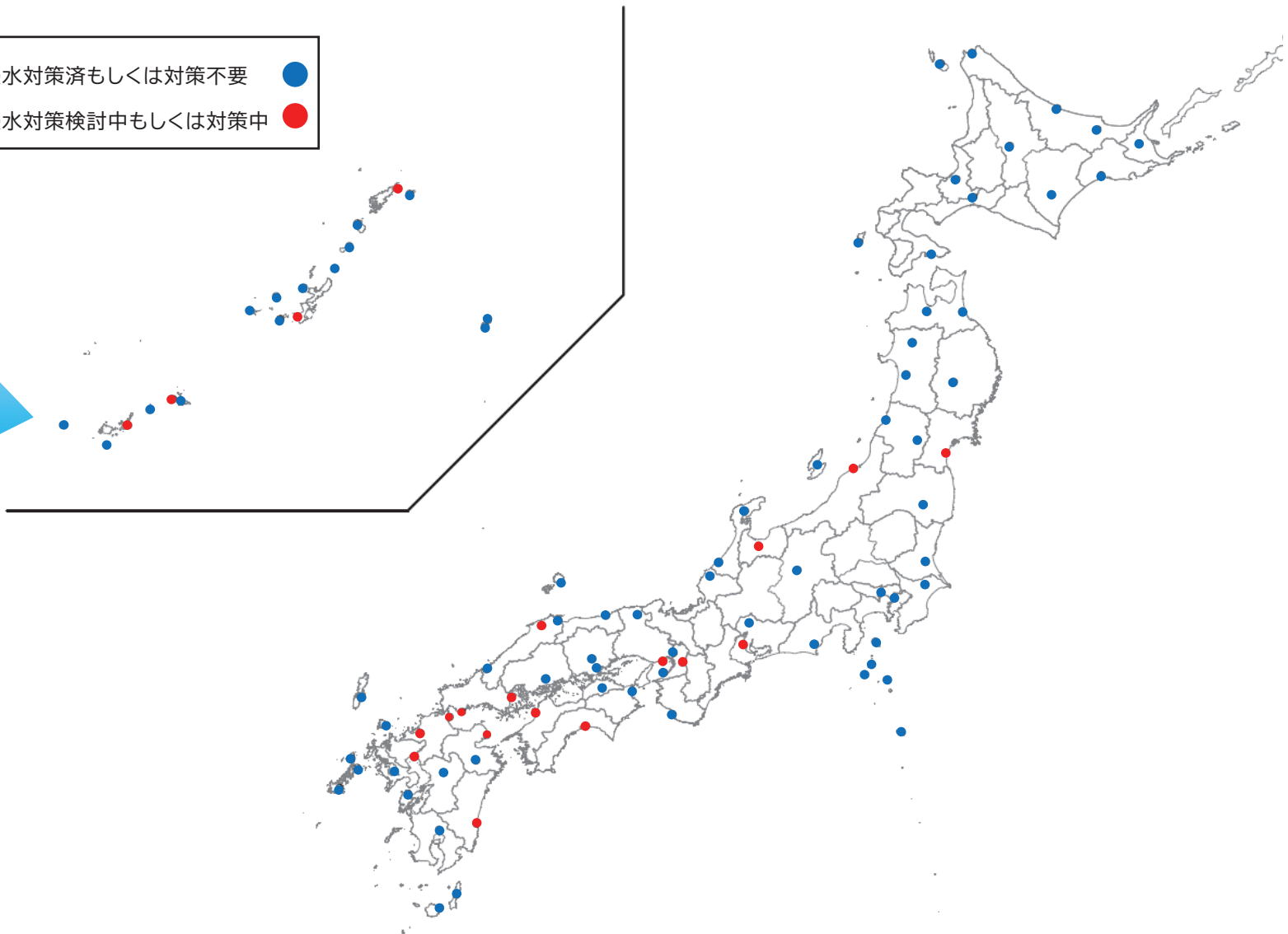
指標名：全国の空港(95空港)における空港無線施設等(建物)の津波・高潮等の安全対策の完了率

※全国の空港(95空港)における空港無線施設等(建物)の浸水対策の実施状況



浸水対策済みもしくは対策不要 ● (Blue dot)

浸水対策検討中もしくは対策中 ● (Red dot)



392

■ 指標の定義

((空港無線施設等(建物)が、津波・高潮等の水圧を受けても建物の安全性が確保されている空港の数) / (全国の95空港)) × 100

■ ポイント

全国95空港において、空港無線施設等(建物)の補強、建替え等(活動拠点室・電源設備等の上階移転配置による増築・改修を含む。)を完了し、頻発化・激甚化する高潮・豪雨等による水災害から空港無線施設等の電源設備等を守る。

■ 用語解説

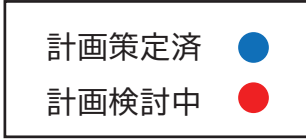
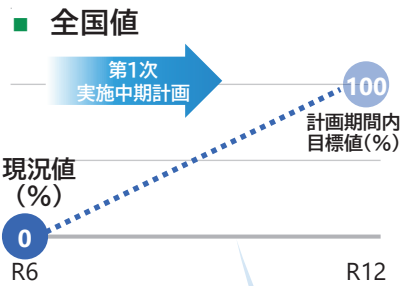
● 空港無線施設等(建物)
管制塔庁舎や無線局舎等、航空機の運航に必要な施設

(令和6年度末時点)

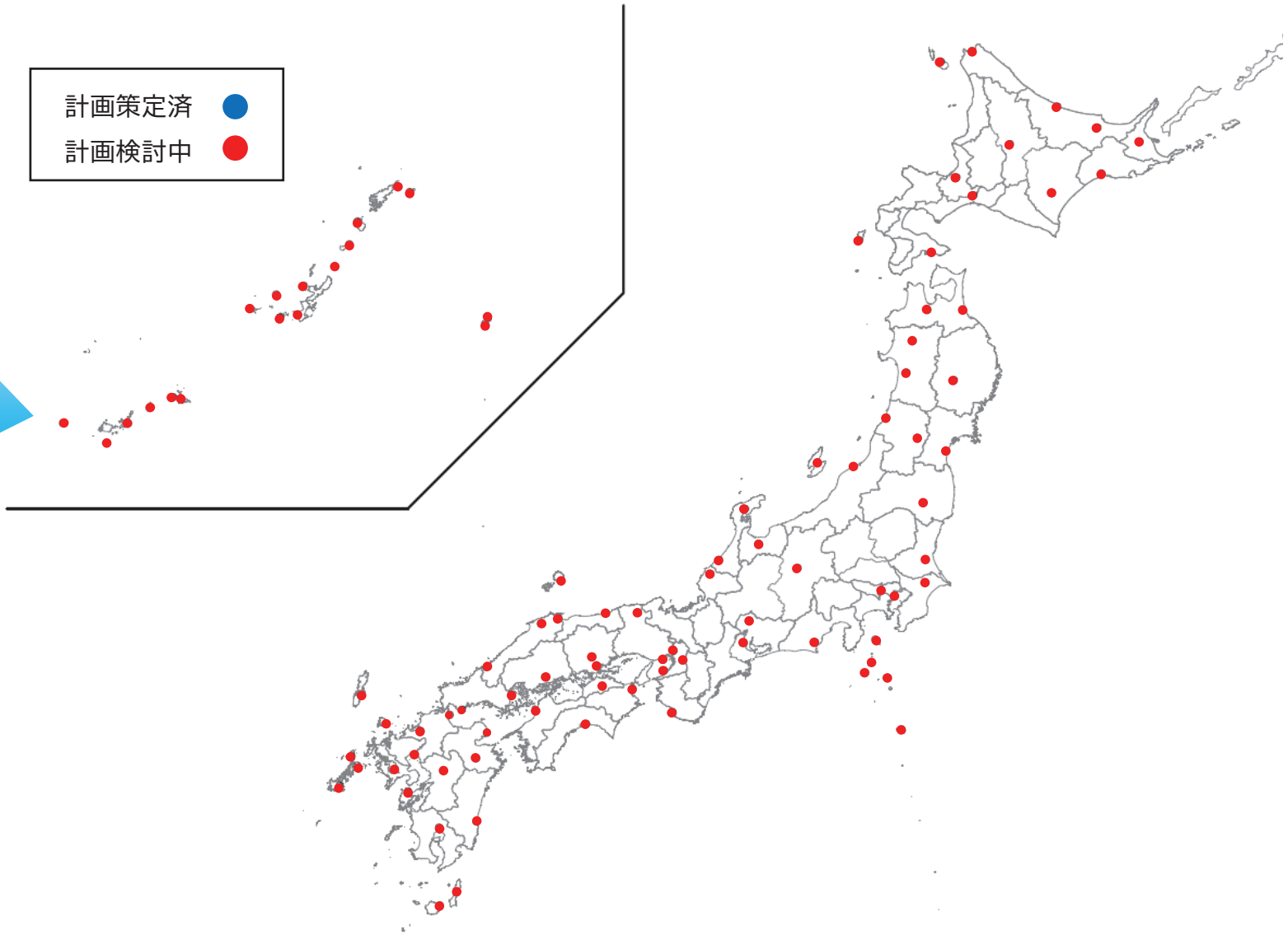
【59】地域防災における空港の拠点化【国土交通省】

指標名：全国の空港(95空港)における他空港との連携を空港の業務継続計画(A2-BCP)等に位置付けている計画の策定完了率

※全国の空港(95空港)における他空港との連携を含めた業務継続計画(A2-BCP)の策定状況



見える化



393

■ 指標の定義

$$\frac{\text{((空港BCP(A2-BCP)に他空港との連携に関する計画を策定している空港数))}}{\text{(全国の95空港)}} \times 100$$

■ ポイント

全国95空港において、空港BCP(A2-BCP)に他空港との連携に関する計画を策定し、被災地の空港の機能が停止又は低下した際に、近隣の空港が代替空港としての役割を担い、広域的な地域防災の拠点となることを可能とする。

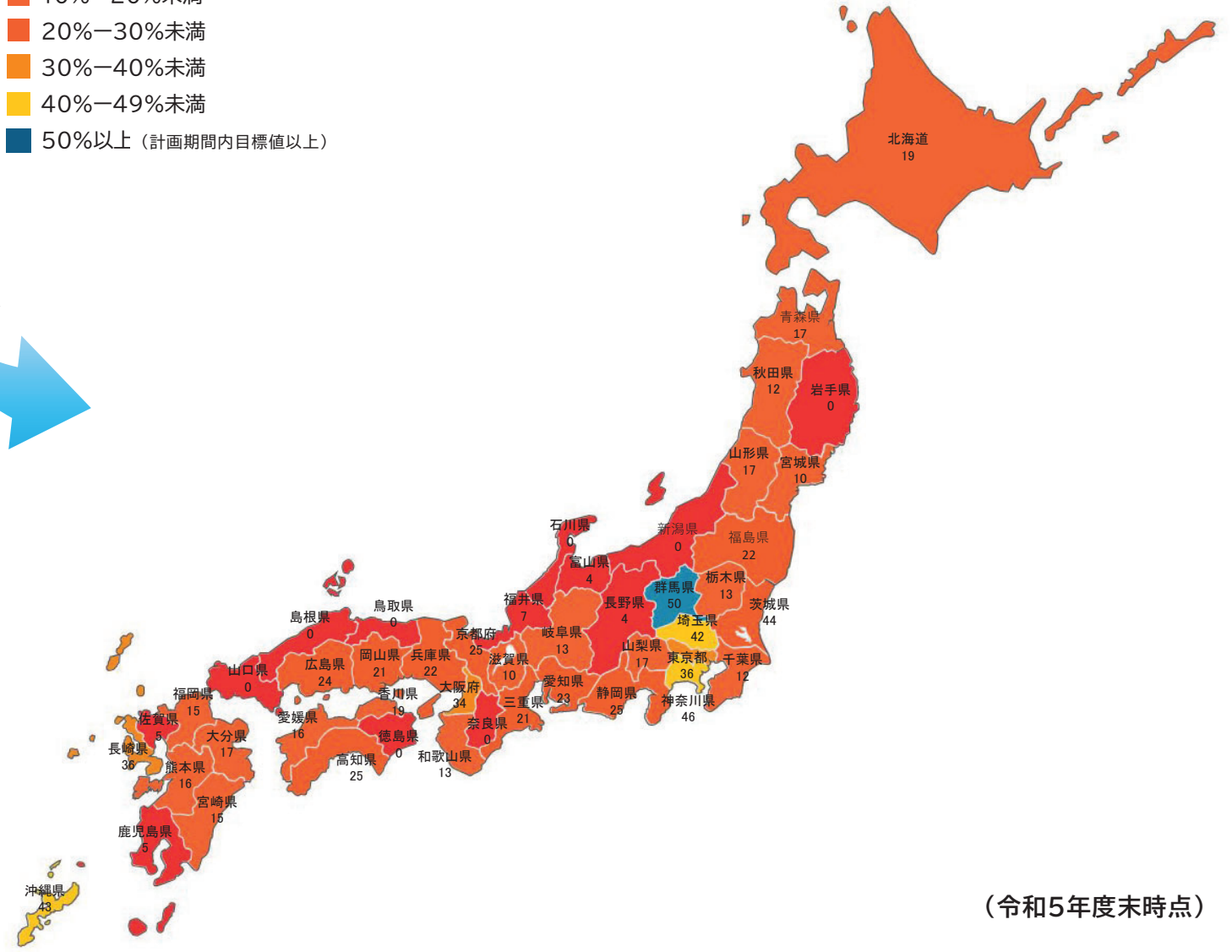
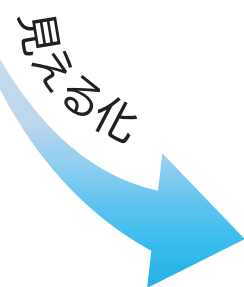
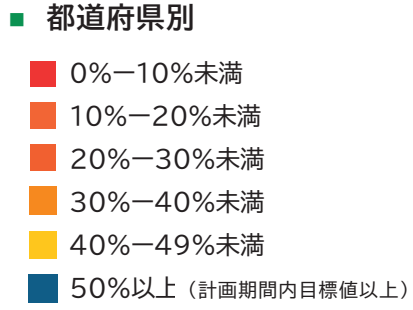
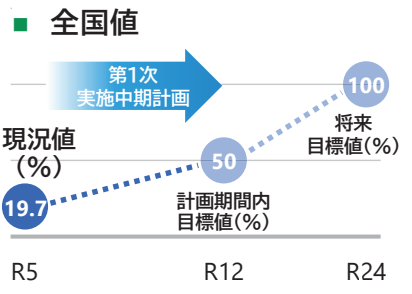
■ 用語解説

●業務継続計画(A2-BCP)
 空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した計画

(令和6年度末時点)

【60】物流事業者における災害対応力の強化【国土交通省】

指標名：民間物資拠点(全国1,816か所)のうち、災害時に物流拠点としての機能を維持することができる電源設備の導入完了率



■ 指標の定義

((災害時に物流施設としての機能を維持することができる電源設備を導入している施設) / (民間物資拠点(全国1,816か所))) × 100

■ ポイント

民間物資拠点について電源設備の導入を支援することにより、災害発生時も物流機能やサプライチェーンを維持する。

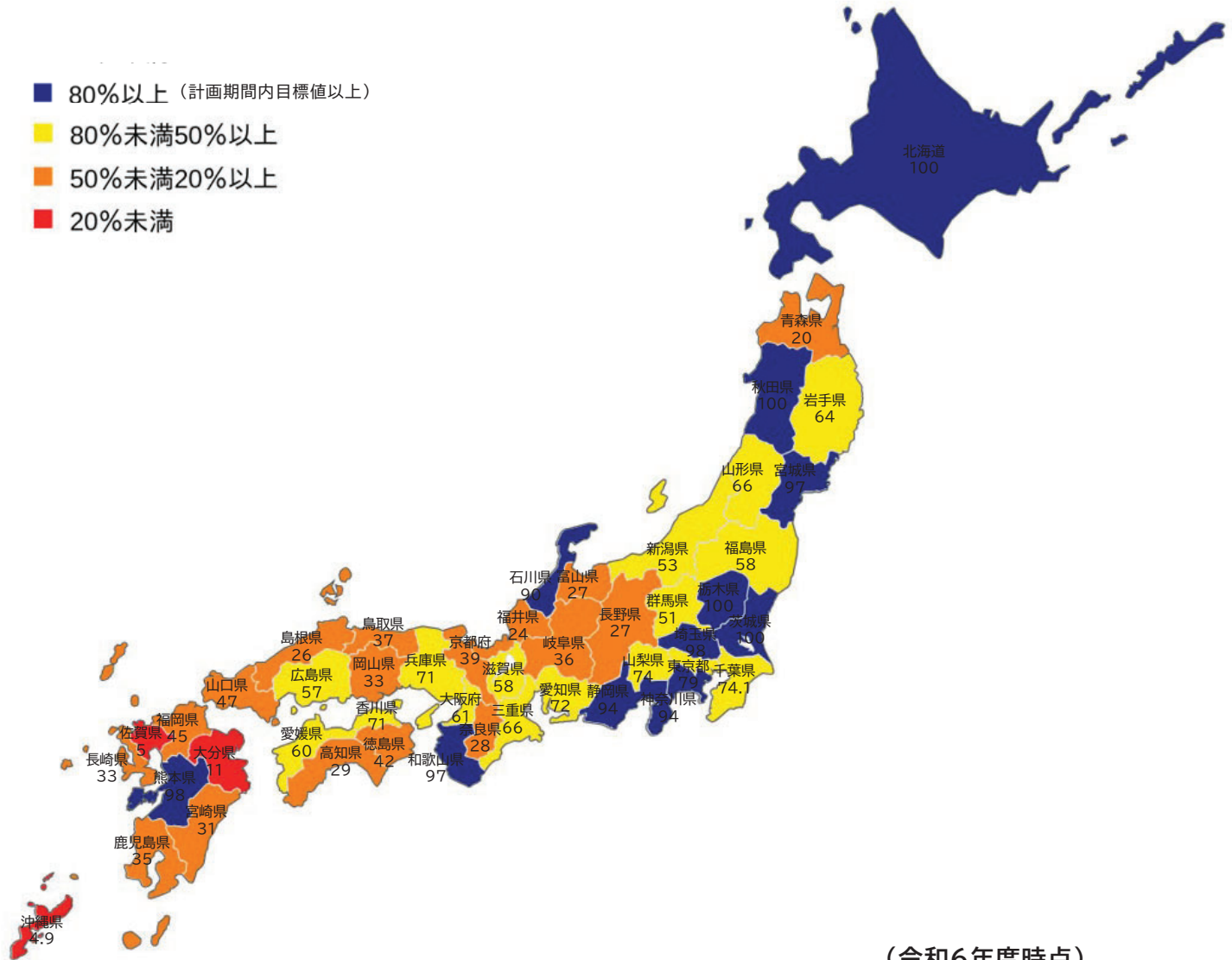
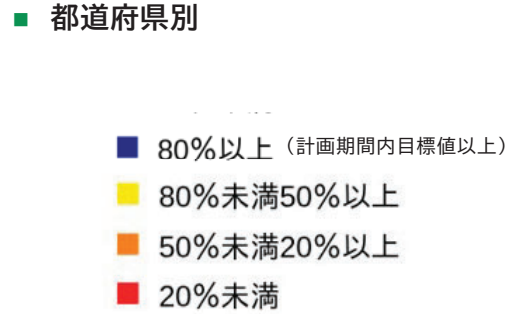
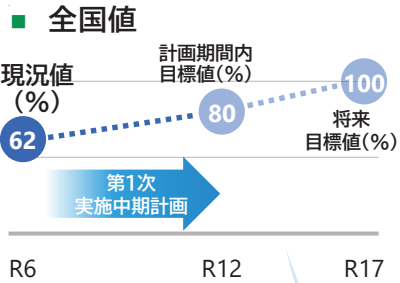
■ 用語解説

●民間物資拠点
営業倉庫など物流事業者等が有する物流施設。

(令和5年度末時点)

【61】ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築【国土交通省】

指標名：全国の市区町村(1,741市区町村)と物流事業者団体との間の支援物資物流に関する協力協定の締結完了率



見える化

■ 指標の定義

((いずれかの物流事業者(指定公共機関等)と災害協定を締結している市区町村数) / (市区町村数(全国1,741市区町村))) × 100

■ ポイント

物流事業者等との災害時協力協定の締結・高度化等の促進等の取組を進め、各地域の実情に応じた災害時の円滑かつ迅速な支援物資輸送体制を維持・確保する。

■ 用語解説

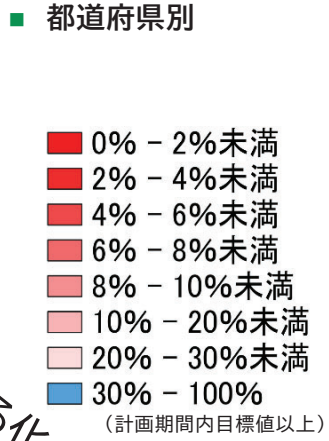
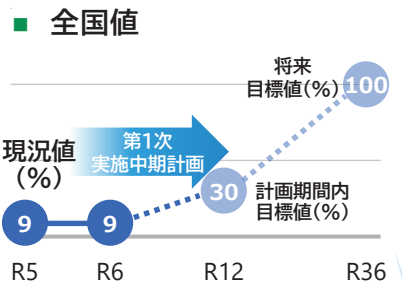
● 物流事業者団体

…貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、海上運送者、港湾運送事業者、航空運送事業者、倉庫事業者、又はこれらの事業者を会員とする物流団体をいう。

(令和6年度時点)

【62】上下水道施設の耐災害性強化【国土交通省】

指標名：給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設（約35,000か所）のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合



■ 指標の定義

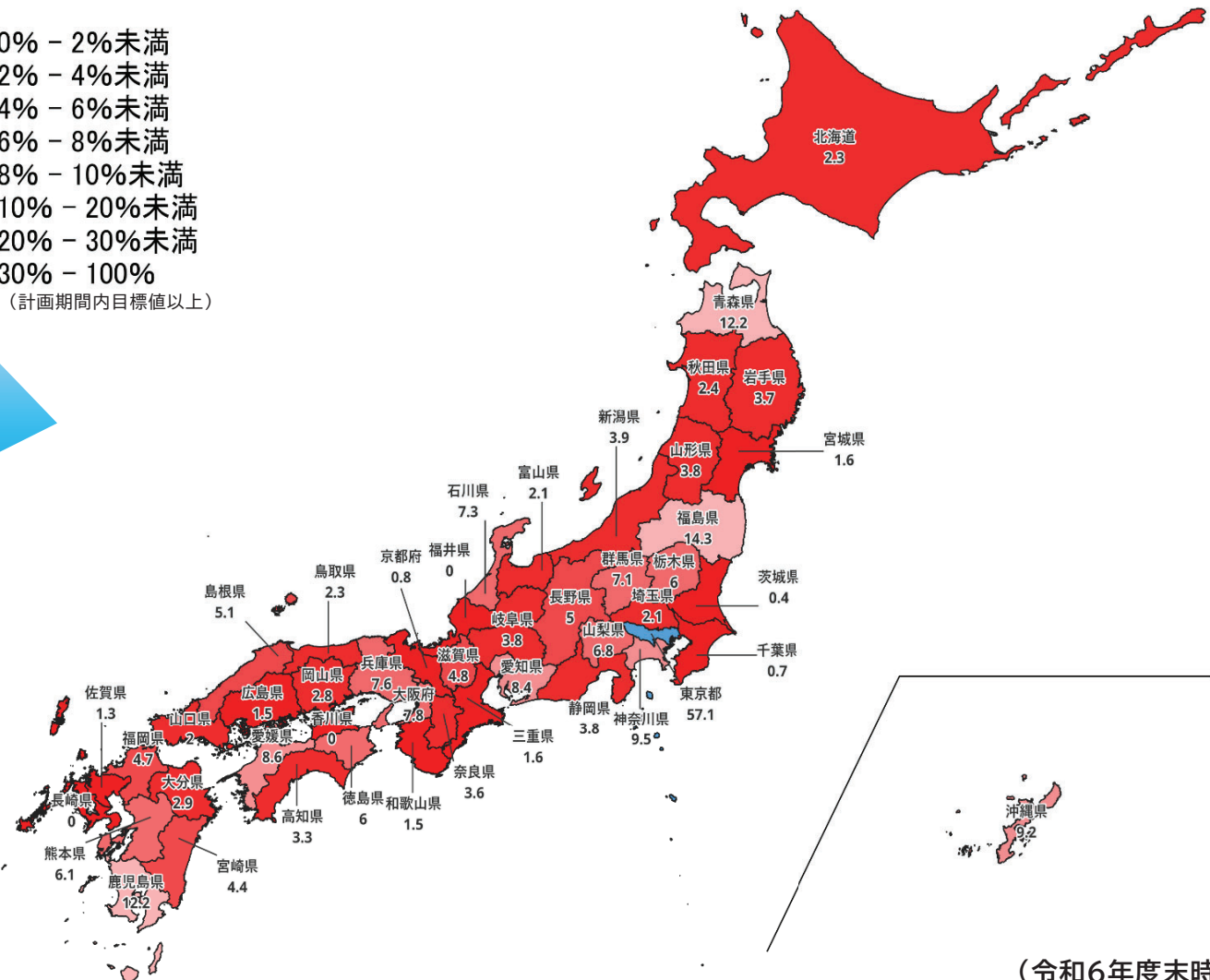
((対象全重要施設のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている箇所数) / (給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設の箇所数)) × 100

■ ポイント

災害時にも上下水道の機能を継続的に提供するため、上下水道施設の耐災害性強化を推進している。

■ 用語解説

- 重要施設
…地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等、災害時に上下水道機能の確保が必要な施設。
- 給水区域
…水道事業者が配水管を整備して住民に水道水を供給する区域。
- 下水道処理区域
…下水道が整備され、家庭や工場からの汚水等を下水処理場で処理できるようになった区域。

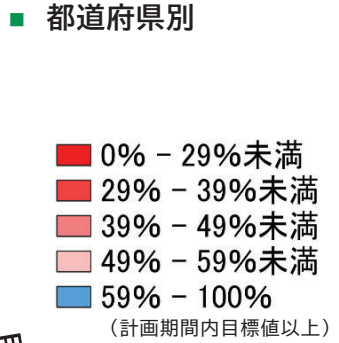
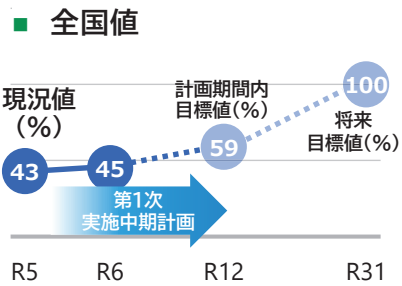


(令和6年度末時点)

見える化

【62】上下水道施設の耐災害性強化【国土交通省】

指標名：水道の急所施設である導水管・送水管（約62,000km）の耐震化完了率



■ 指標の定義

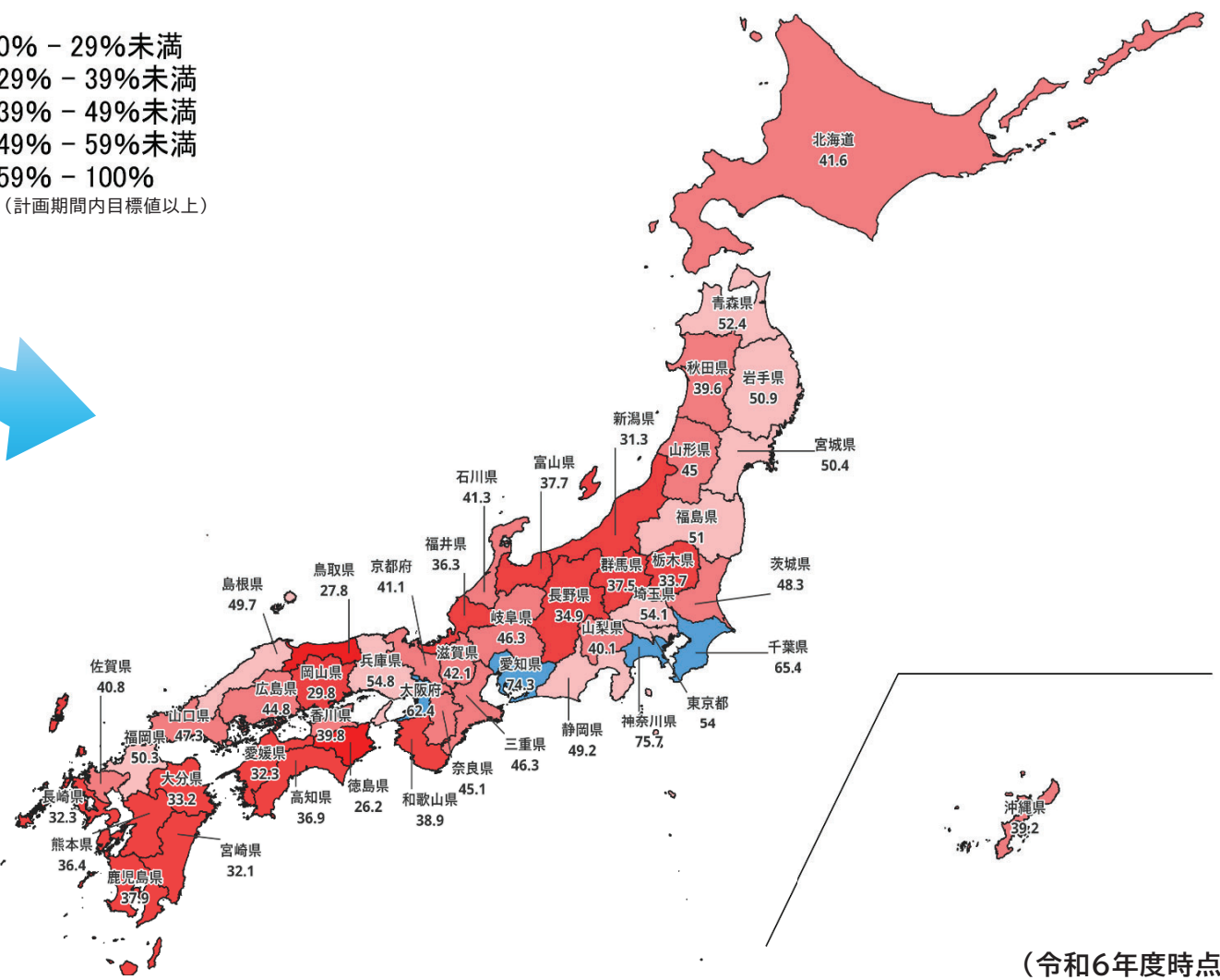
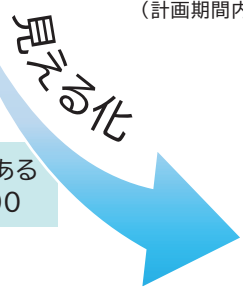
$$\left(\frac{\text{対象全導水管・送水管のうち、耐震適合性のある延長}}{\text{対象全導水管・送水管の全延長}} \right) \times 100$$

397 ■ ポイント

災害時にも上下水道の機能を継続的に提供するため、上下水道施設の耐災害性強化を推進している。
 ※連絡管等のバックアップ施設による冗長性を確保しつつ、耐震化を推進する。

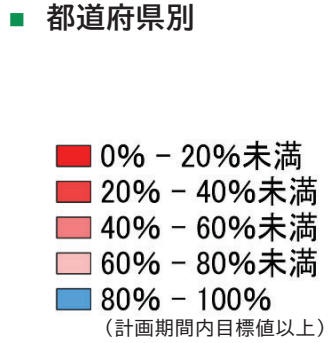
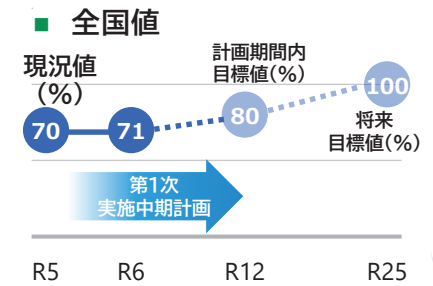
■ 用語解説

- 急所施設
 …上下水道システムにおいて、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設。取水施設、導水管、浄水施設、送水管、配水池、下水処理場、下水処理場～下水処理場直前の合流地点までの下水道管路及びポンプ場を急所施設※としている。
 ※流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。
- 導水管
 …河川等の水源から浄水場に原水を送る管。
- 送水管
 …浄水場から配水施設に浄水を送るための管路。



【62】上下水道施設の耐災害性強化【国土交通省】

指標名：下水道の急所施設である下水道管路(約9,100km)の耐震化完了率



指標の定義

401 ((下水道処理場～下水道処理場直前の合流地点までの下水道管路のうち、耐震化された延長) / (下水道処理場～下水道処理場直前の合流地点までの全下水道管路の延長)) × 100
 ※流域下水道の下水道管路はすべて対象

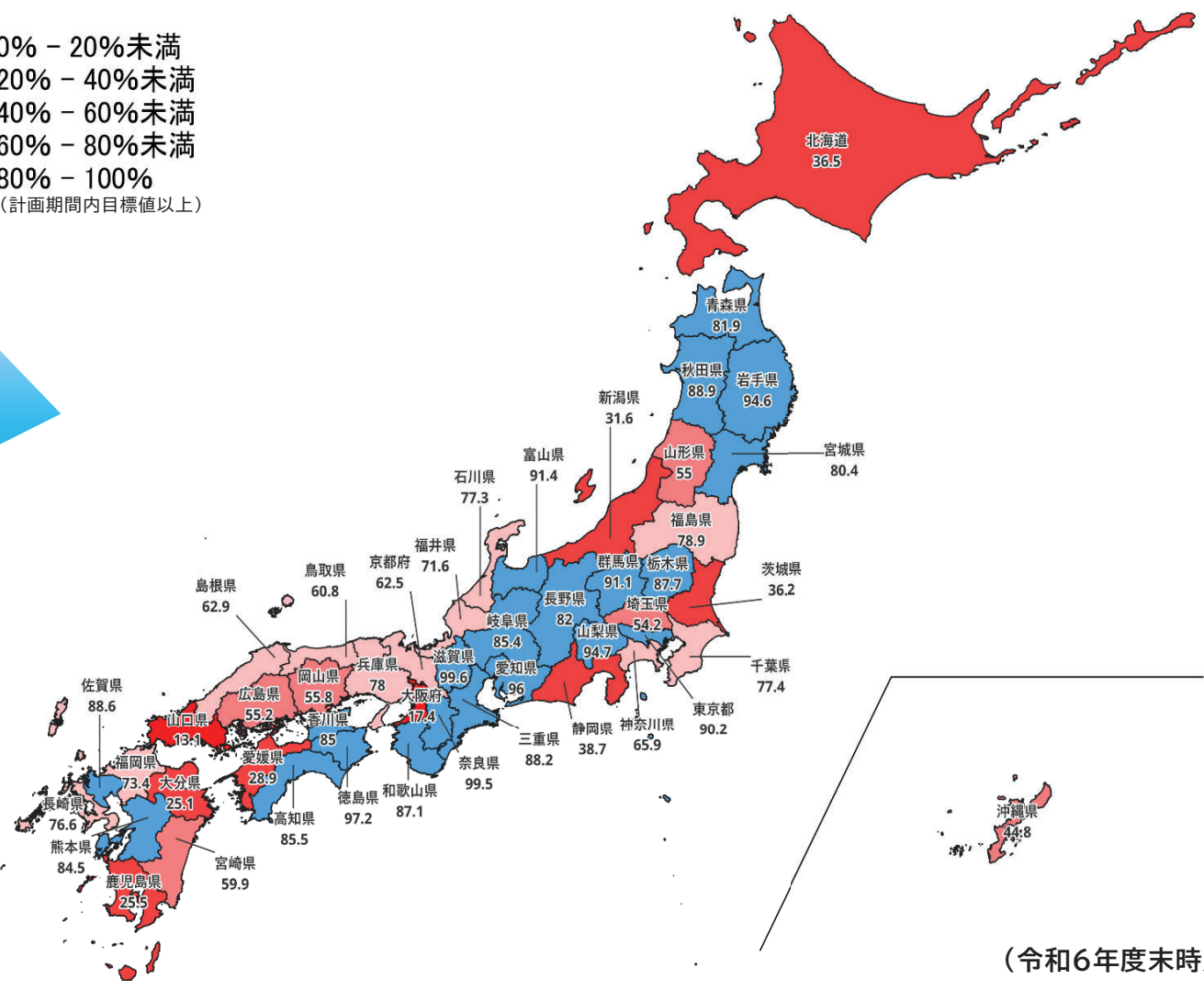
ポイント

災害時にも上下水道の機能を継続的に提供するため、上下水道施設の耐災害性強化を推進している。

用語解説

- 急所施設
 …上下水道システムにおいて、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設。取水施設、導水管、浄水施設、送水管、配水池、下水処理場、下水処理場～下水処理場直前の合流地点までの下水道管路及びポンプ場を急所施設※としている。
 ※流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。
- 下水道管路
 …家庭や工場からの汚水や雨水を下水処理場や河川等へ運ぶ施設。

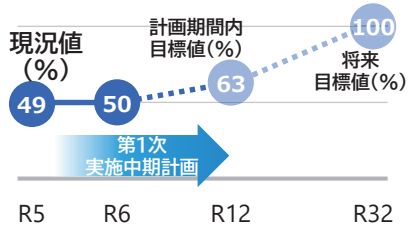
見える化



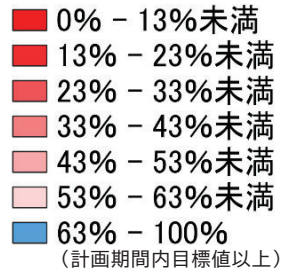
【62】上下水道施設の耐災害性強化【国土交通省】

指標名：下水道の急所施設である下水処理場（約1,600か所）の耐震化完了率

■ 全国値



■ 都道府県別



■ 指標の定義

（対象全下水処理場のうち、地震時においても排水機能が確保された箇所数）
 ÷（対象全下水処理場の箇所数）×100

■ ポイント

災害時にも上下水道の機能を継続的に提供するため、上下水道施設の耐災害性強化を推進している。

■ 用語解説

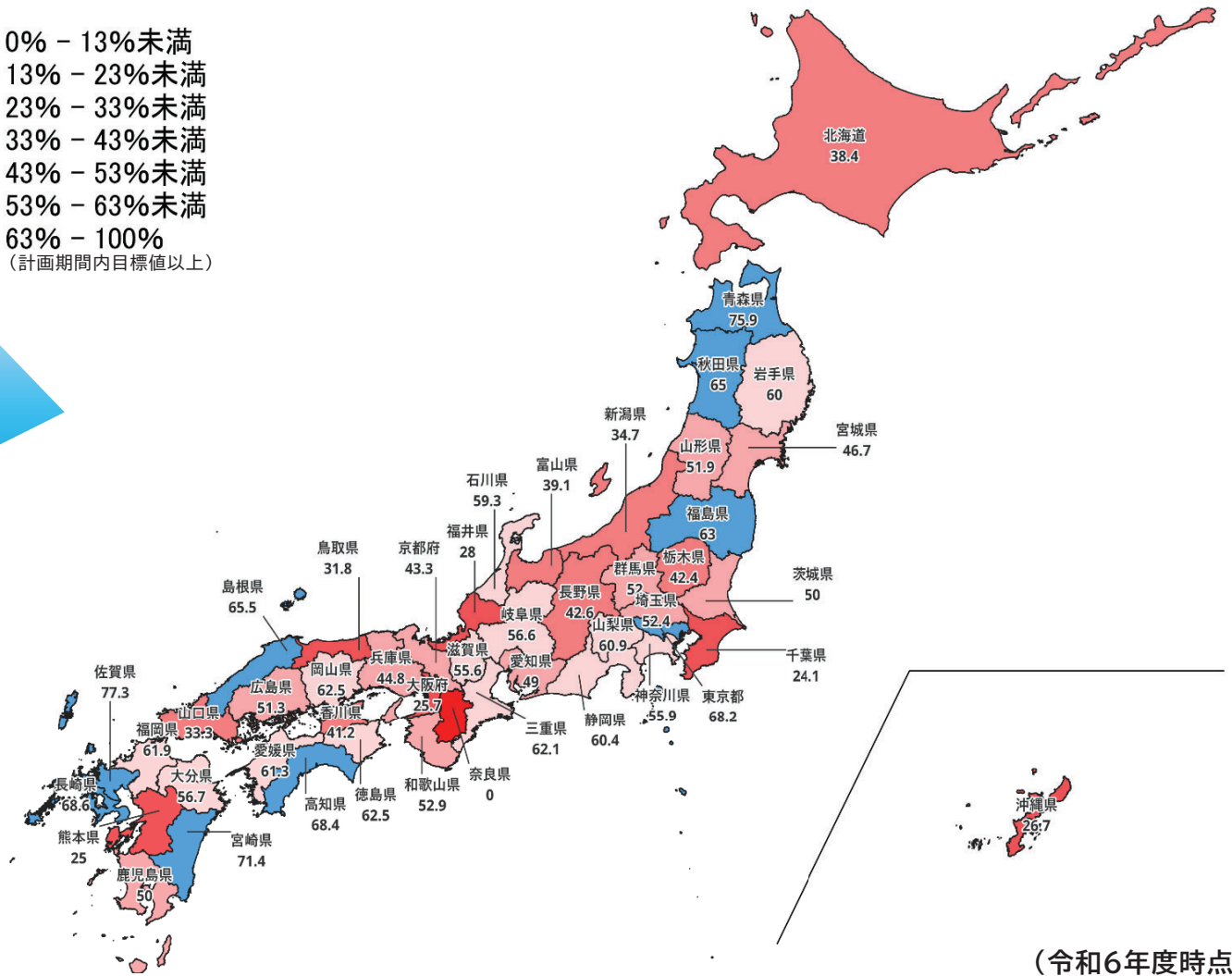
● 急所施設

…上下水道システムにおいて、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設。取水施設、導水管、浄水施設、送水管、配水池、下水処理場、下水処理場～下水処理場直前の合流地点までの下水道管路及びポンプ場を急所施設※としている。
 ※流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

● 下水処理場

…家庭や工場から排出された汚水等を微生物の働きなどで浄化し、きれいな水にして河川や海へ戻す施設。

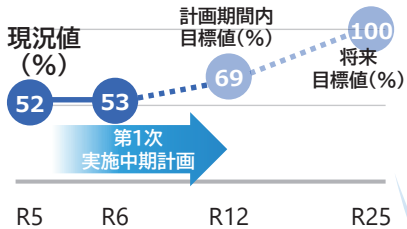
見える化



【62】上下水道施設の耐災害性強化【国土交通省】

指標名：下水道の急所施設であるポンプ場（約900か所）の耐震化完了率

■ 全国値



■ 都道府県別

- 0% - 19%未満
- 19% - 29%未満
- 29% - 39%未満
- 39% - 49%未満
- 49% - 59%未満
- 59% - 69%未満
- 69% - 100% (計画期間内目標値以上)
- 対象ポンプ場なし

■ 指標の定義

（（下水道処理場～下水道処理場直前の合流地点までの全ポンプ場のうち、地震時においても排水機能が確保された箇所数）／（下水道処理場～下水道処理場直前の合流地点までの全ポンプ場の箇所数））×100
 ※流域下水道のポンプ場はすべて対象

■ ポイント

災害時にも上下水道の機能を継続的に提供するため、上下水道施設の耐災害性強化を推進している。

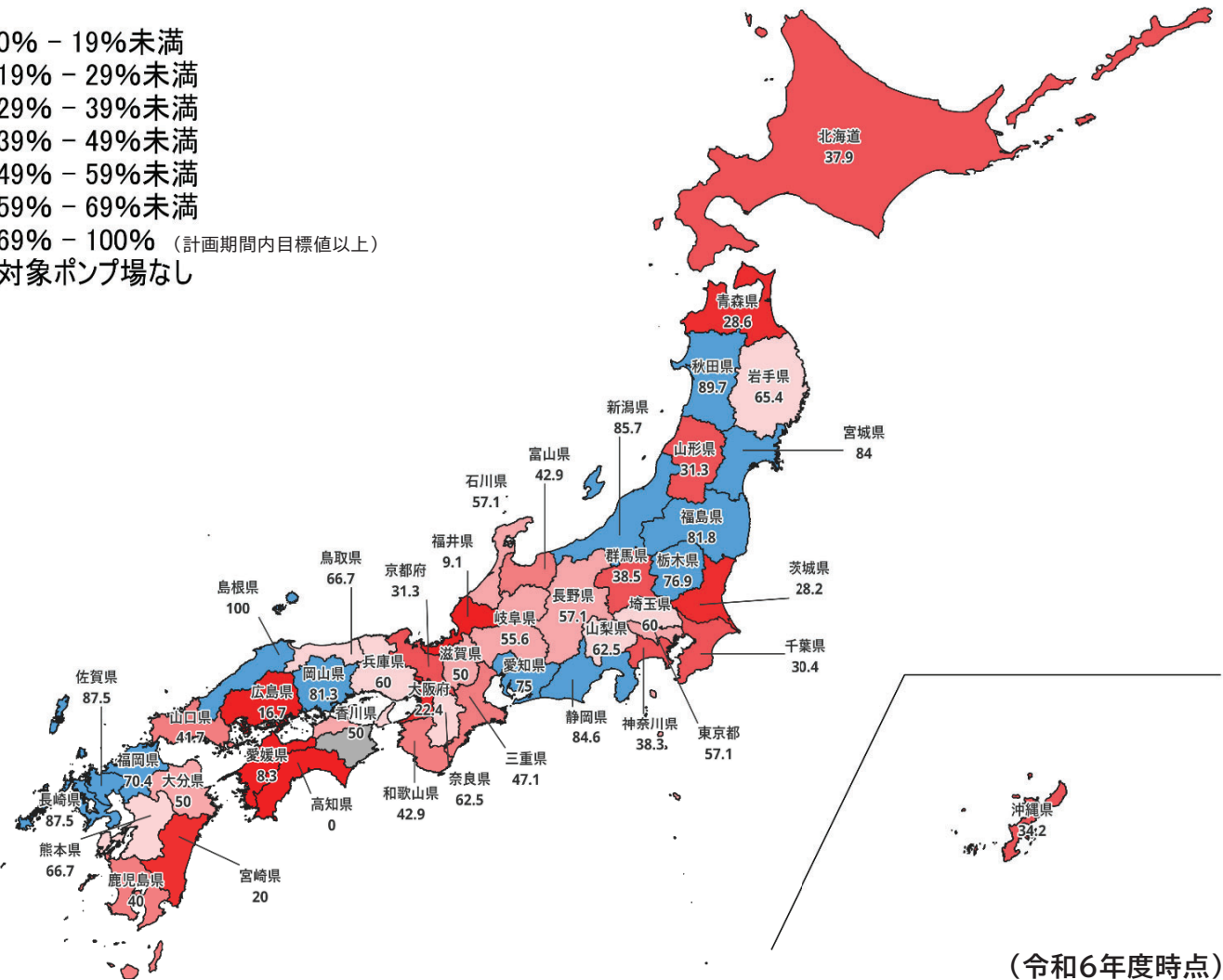
■ 用語解説

● 急所施設

…上下水道システムにおいて、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設。取水施設、導水管、浄水施設、送水管、配水池、下水処理場、下水処理場～下水処理場直前の合流地点までの下水道管路及びポンプ場を急所施設※としている。
 ※流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

● ポンプ場

…汚水を下水処理場まで運ぶためや、雨水を河川に放流するための施設。



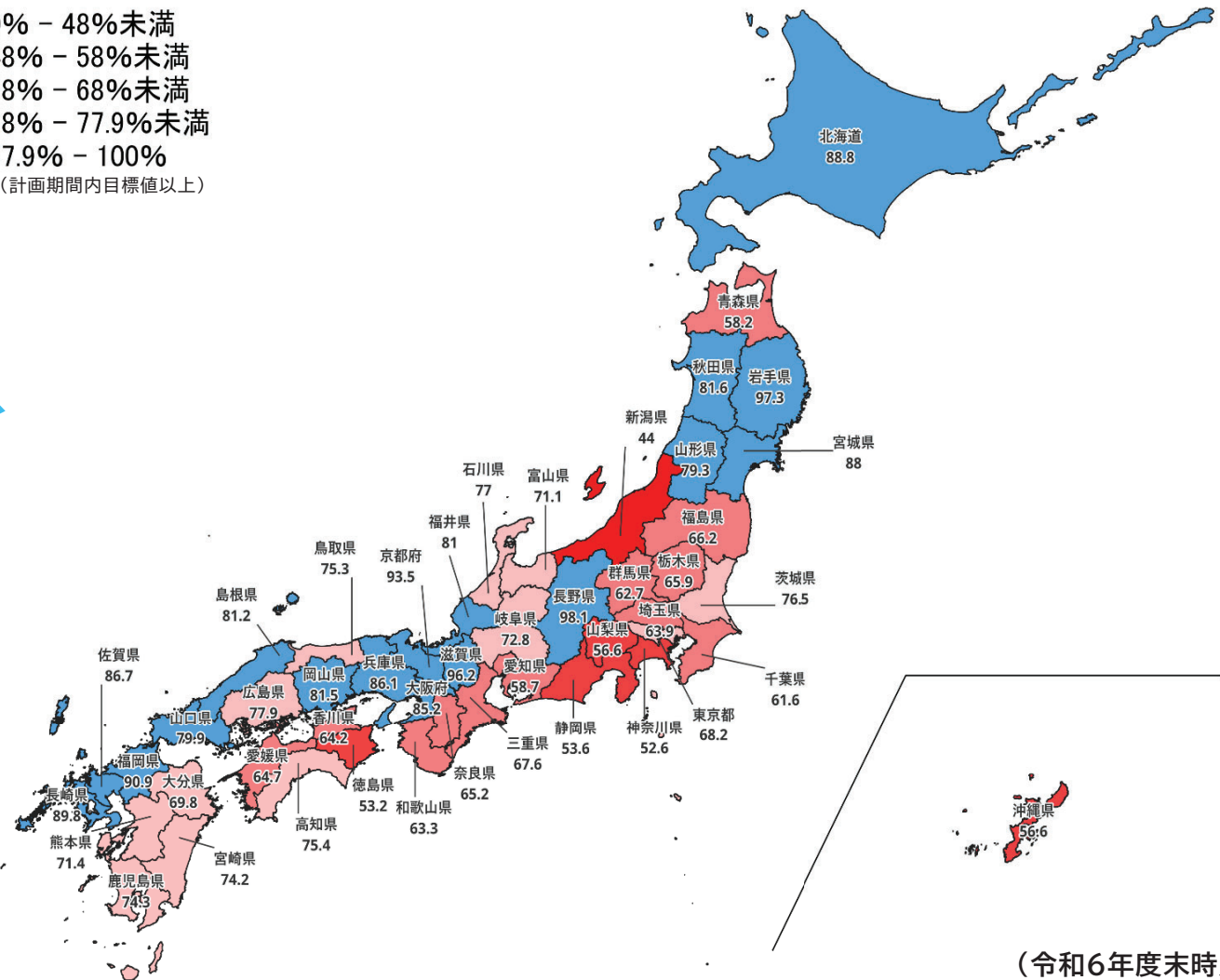
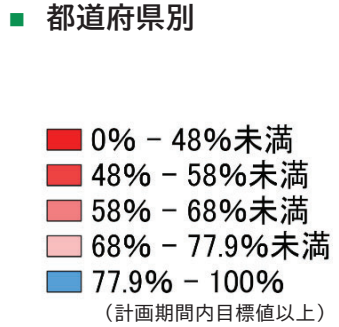
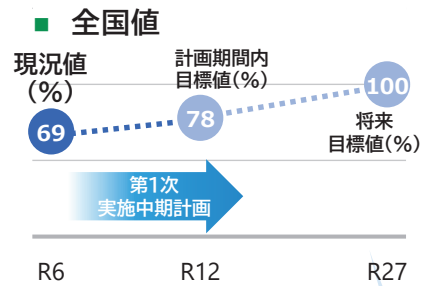
(令和6年度時点)

403



【63】災害に強い合併処理浄化槽の整備【環境省】

指標名：浄化槽整備区域内(単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の総数：約370万基(令和5年度末時点))における合併処理浄化槽の割合



指標の定義

((浄化槽整備区域内における合併処理浄化槽基数) / (浄化槽整備区域内における合併処理浄化槽基数と単独処理浄化槽基数の合計)) × 100

ポイント

単独処理浄化槽から、災害に強く早期に復旧できる合併処理浄化槽への転換を推進している。

用語解説

- 合併処理浄化槽
…トイレから出る「し尿」と台所、風呂、洗濯等から出る「生活雑排水」を併せて処理。(⇔単独処理浄化槽、し尿のみを処理)
- 浄化槽整備区域
…都道府県構想に基づき、市町村が合併処理浄化槽の整備を促進する区域

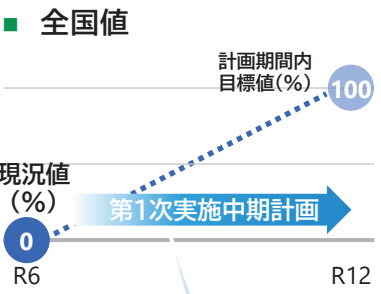
(令和6年度末時点)

【64】送電網の整備・強化対策【経済産業省】

指標名：広域連系システムのマスタープラン※1を踏まえた送電網(増強運用容量：875万kW(広域系統整備計画策定時点※2))の整備完了率

※1「広域系統長期方針(広域連系システムのマスタープラン)」(令和5年3月電力広域的運営推進機関)

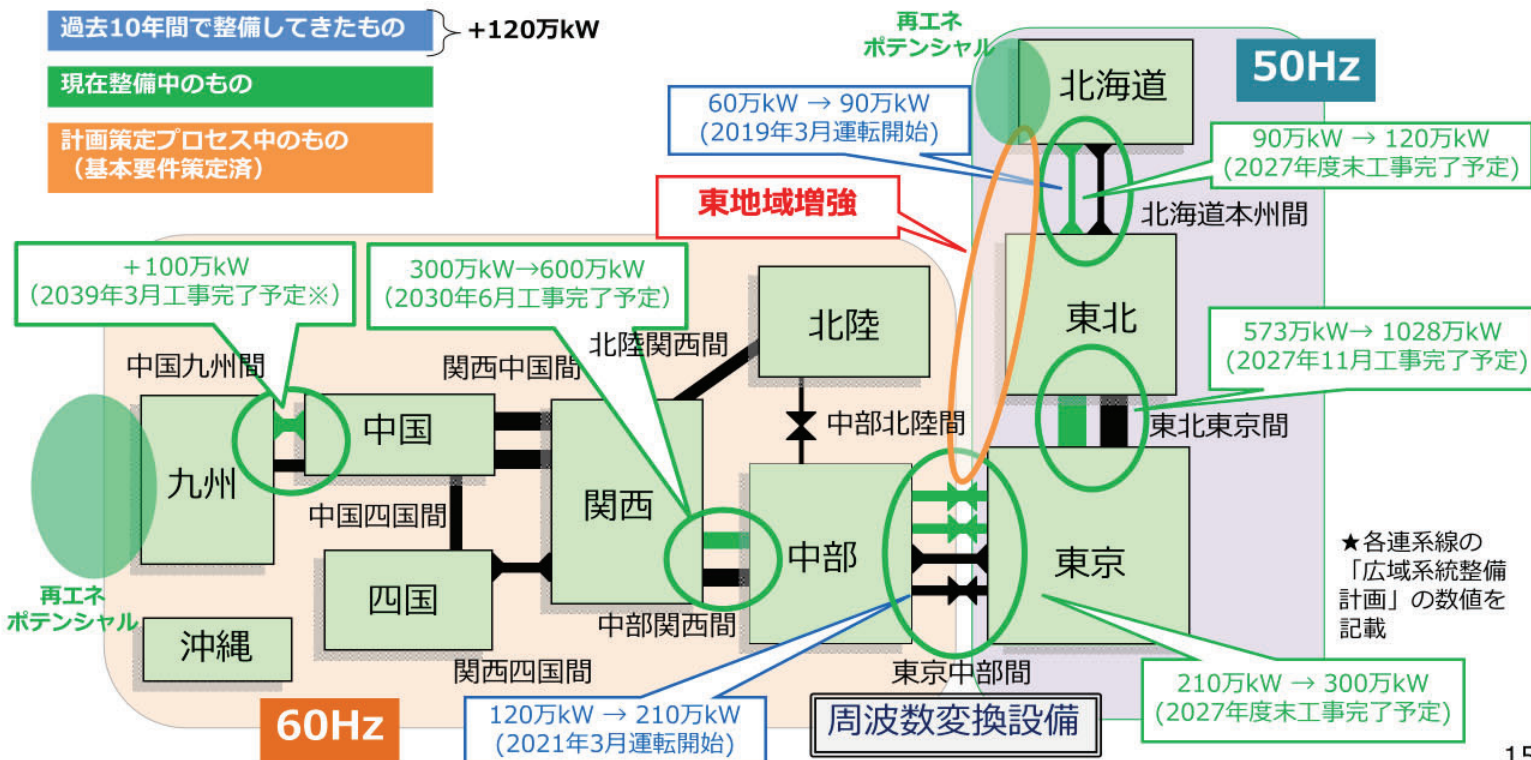
※2 第1次国土強靱化実施中期計画の閣議決定(令和7年6月)時点で広域系統整備計画策定済みのもの



地域間連系線の整備の状況

● **地域間連系線の整備**は、再エネ大量導入と電力の安定供給に向け、**計画的に対応する「プッシュ型」に転換**。全国の広域連系システムのあるべき姿等を示す「マスタープラン」を踏まえ、整備を進めている。

- 過去10年間で整備してきたもの +120万kW
- 現在整備中のもの
- 計画策定プロセス中のもの (基本要件策定済)



※中国九州間連系設備について、事業実施主体は、工期13年6ヵ月程度から11年程度への短縮の可能性について検討し、可能な限り早期運開を目指すこととしている。

■ **指標の定義**
 (運開した増強運用容量の合計値) / (整備を開始している連系線の増強運用容量の合計値(875万kW)) × 100

KPIの対象は、令和7年6月時点で広域系統整備計画策定済みの
 東京中部間連系設備、東北東京間連系線、北海道本州間連系設備及び中部関西間連系線の4区域

■ **用語解説**

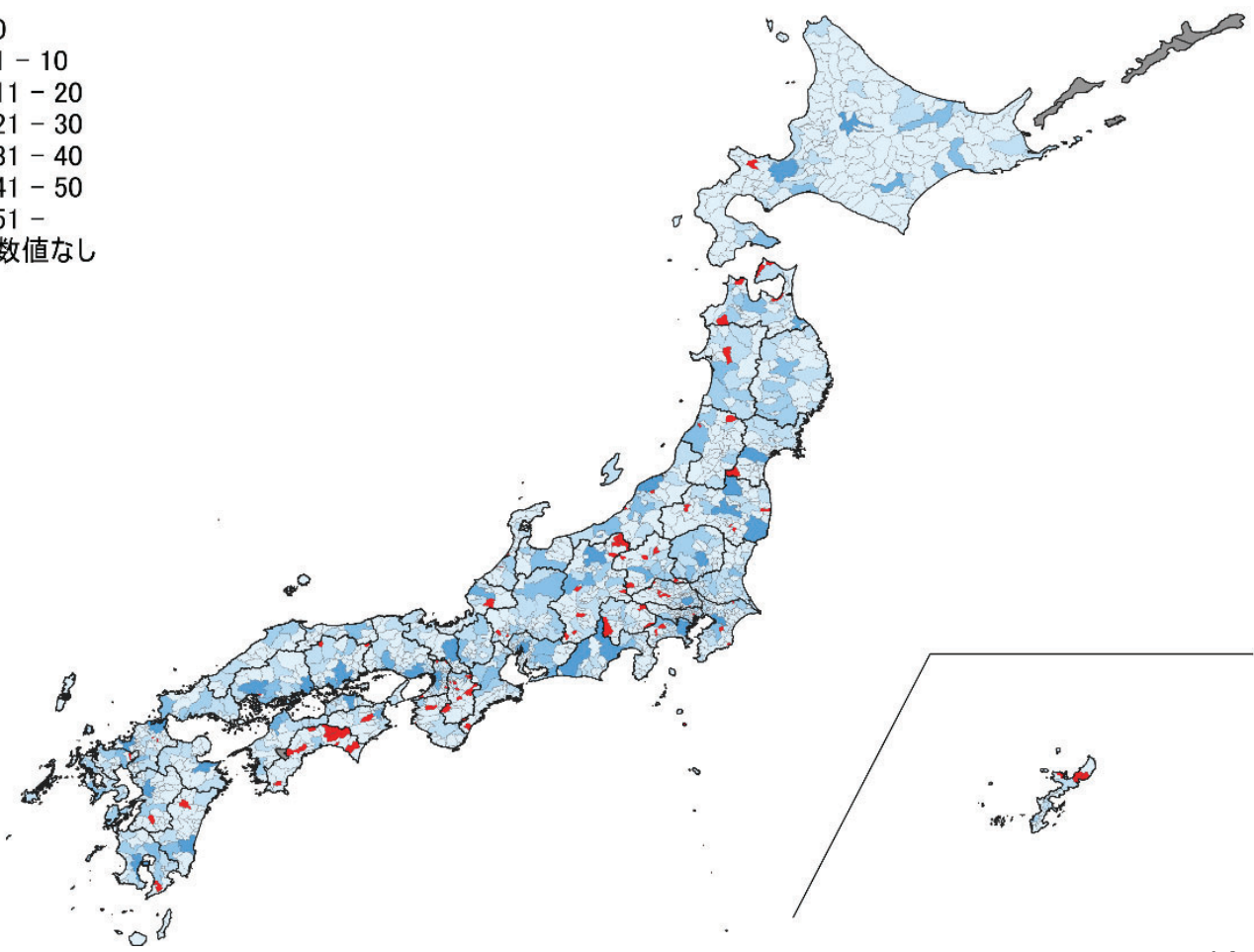
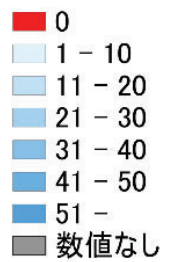
- **広域連系系統**
 …連系線(一般送配電事業者の供給エリア間を結ぶ250kV以上の交流送電線、200kV以上の直流送電線及び交直変換設備)や地内基幹送電線(各一般送配電事業者の供給エリア内の最上位電圧から2階級の送電線)等の設備
- **送電網**
 …発電所で作られた電気を消費地へ送るための送電線等から構成されるネットワーク

406



【65】災害時に地域の燃料供給拠点となるサービスステーションの機能確保【経済産業省】

●参考 市区町村別の住民拠点サービスステーションの箇所数



(令和6年度時点)

407

■用語解説

●住民拠点サービスステーション(住民拠点SS)…自家発電設備を備え、災害などが原因の停電時にも継続して地域の住民の方々に給油できるガソリンスタンド。令和7年2月28日時点で、全国約30,000箇所のSSのうち、14,260箇所が住民拠点SSとなっている。

※ 住民拠点サービスステーションの一覧や位置(災害による営業状況も表示)は、資源エネルギー庁ホームページ「住民拠点サービスステーションについて」から確認できます。

<サイトURL>
https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/juminkyotens/



【67】データセンター、海底ケーブル等の地方分散【総務省】

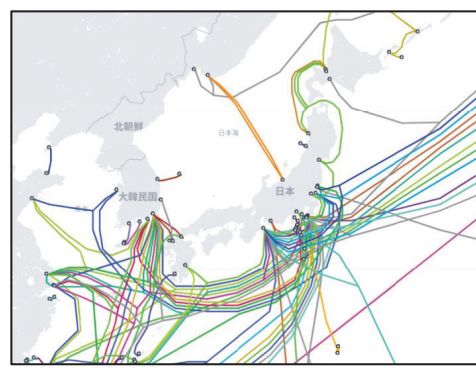
指標名：災害時における国内通信の耐災害性強化(冗長性確保)に資する、日本を周回する海底ケーブルネットワークの整備完了率



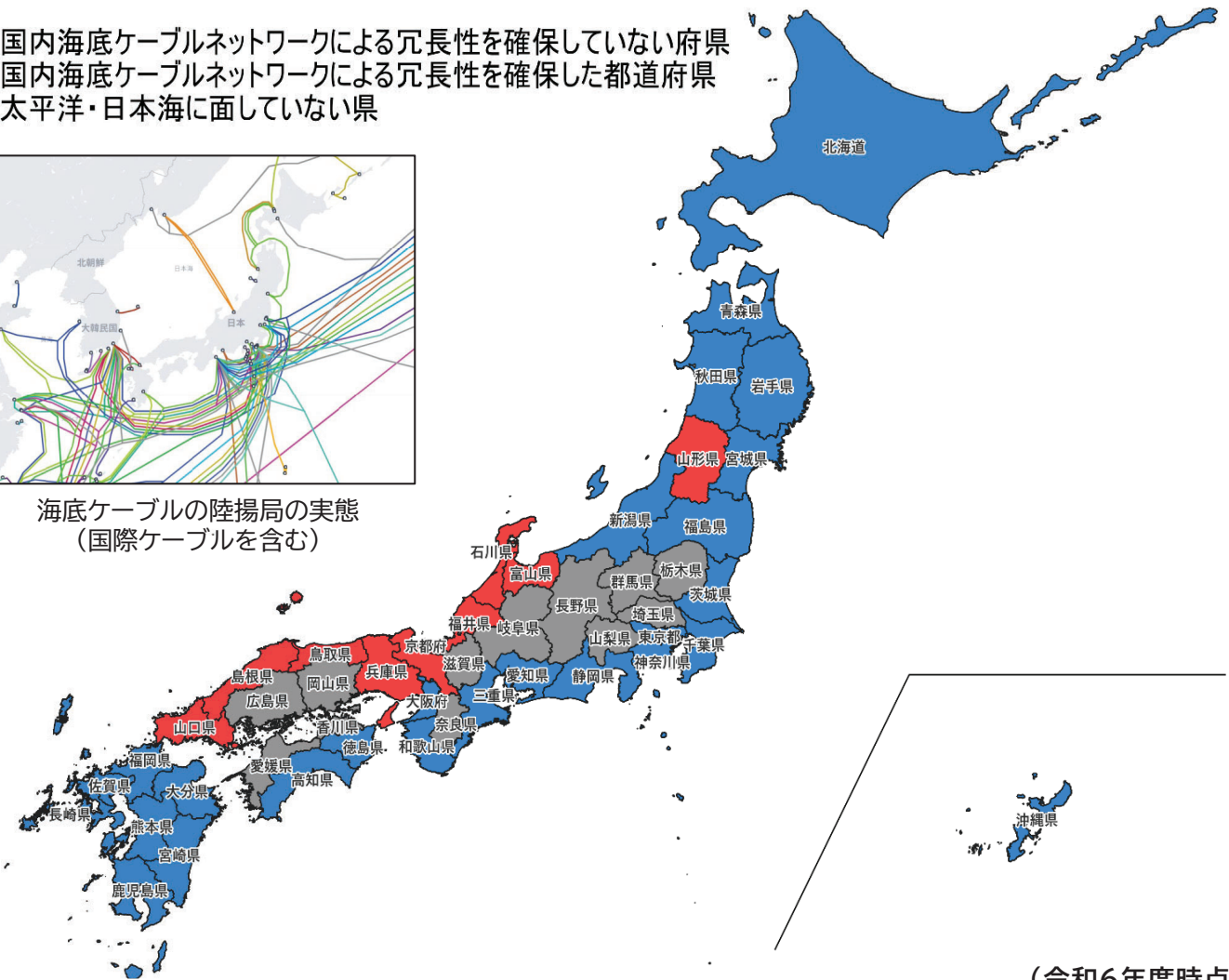
見える化

- 都道府県別
- ※日本を周回する海底ケーブルネットワークの整備が完了した都道府県

- 国内海底ケーブルネットワークによる冗長性を確保していない府県
- 国内海底ケーブルネットワークによる冗長性を確保した都道府県
- 太平洋・日本海に面していない県



海底ケーブルの陸揚局の実態 (国際ケーブルを含む)



(令和6年度時点)

■ 指標の定義

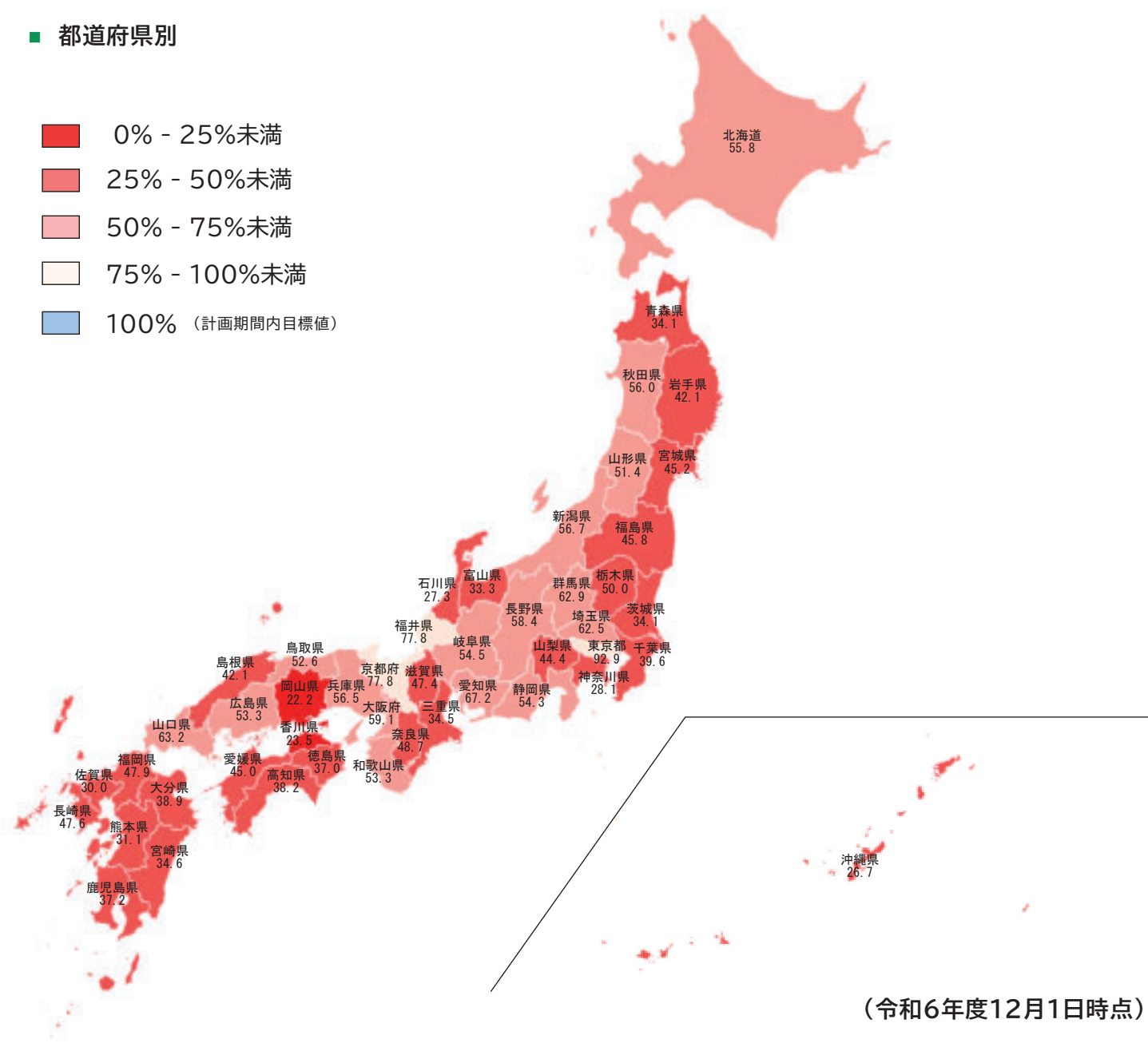
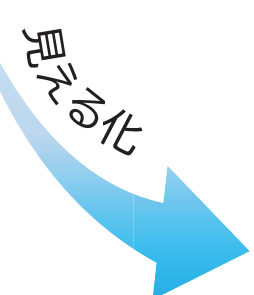
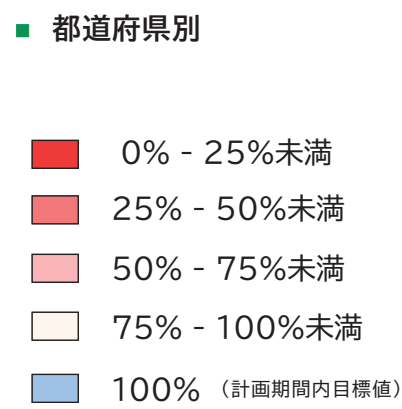
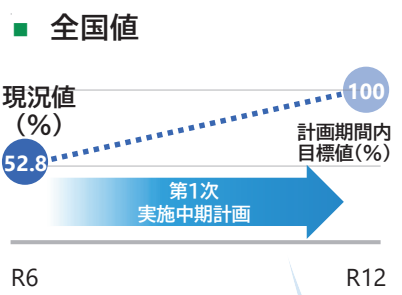
((国内海底ケーブルネットワークに面する都道府県の数) / (太平洋・日本海に面している都道府県)) × 100

■ ポイント

海底ケーブルを整備することで、災害時の通信障害の影響を最小限に抑えることが可能になる。

【72】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策【総務省】

指標名：全消防団（全2,174団（令和6年4月時点））のうち、特に風水害に対応した十分な資機材（排水ポンプ、ボート、浮環、フローティングロープ、水のう及び高視認性雨衣）を備え、救助活動等を行うことができる消防団の割合



410

■ 指標の定義

((特に風水害に対応した十分な資機材を備えた消防団数) / (隔年4月1日時点の全消防団数)) × 100

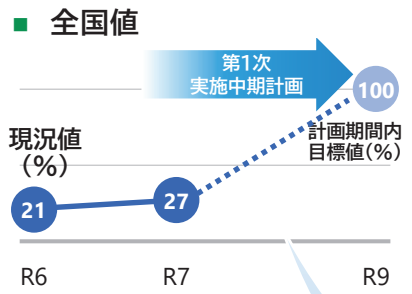
■ ポイント

目標達成の考え方として、風水害対策に必要な主な6つの資機材全てについて必要数が満たされた消防団としている。そのため、現状値としては比較的低い値となっているが、調査で把握しているそれぞれの資機材の達成状況については、どの資機材も80%程度目標を達成しているところであり、引き続き対策を推進する。

(令和6年度12月1日時点)

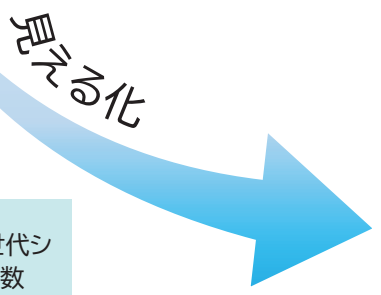
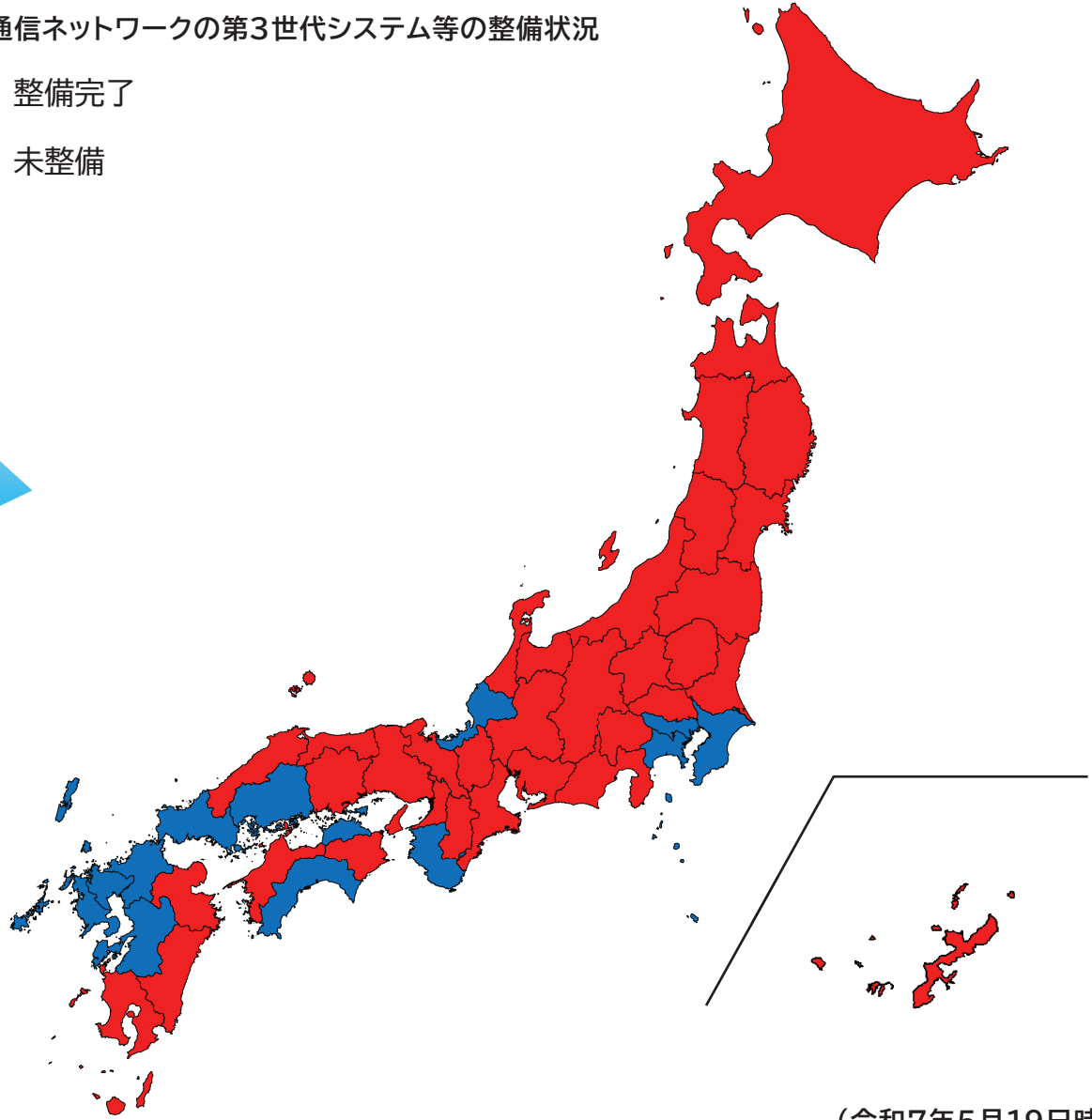
【75】地方公共団体庁舎等における非常用通信手段の確保対策【総務省】

指標名：全国 47 都道府県における、災害時の専用衛星通信網の安定的確保が可能となる地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の整備完了率



都道府県別
※地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の整備状況

- 整備完了
- 未整備



指標の定義

(地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の整備が完了した都道府県数 / 全国47都道府県) × 100

ポイント

災害発生時において、地上通信網が途絶した際に外部と連絡を取るため、消防庁と地方公共団体間における地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等による非常用通信手段確保を進める。

用語解説

- 地域衛星通信ネットワーク
一般財団法人自治体衛星通信機構が運用する、耐災害性に優れた衛星通信ネットワーク。
- 第3世代システム
地域衛星通信ネットワークの3代目の衛星通信システム。整備費用の低減、通信能力の向上が図られ、令和3年1月から定常運用されている。

(令和7年5月19日時点)